

助成申請書

申請日 2023年5月30日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 東京都世田谷区上用賀六丁目
申請団体の名称 一般社団法人全国食支援活動
代表者の氏名 代表理事 石田 惇子
法人番号 法人番号 701090500270

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 申請団体の名称：一般社団法人全国食支援活動協力会
2. 申請団体の住所：東京都世田谷区上用賀六丁目19番21号
3. 資金分配団体としての
業務を行う事務所の所在地：東京都世田谷区上用賀六丁目19番21号
4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

1

印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

2

法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。

3

住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。

4

上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2023年度通常枠】

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	食支援広域連携センター事業			
	事業名（副）	食からはじまる・つながる・広がるソーシャルワークネットワーク			
	団体名	一般社団法人全国食支援活動協力会	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1					
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
○	その他の解決すべき社会の課題
	ひとり親世帯など生活困窮世帯や孤立世帯等、家庭内に課題を抱える世帯に対するす生活支援

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
<u>17.パートナーシップで目標を達成しよう</u>	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	各広域連携センターにマルチステークホルダーの持っているアセットを集約し、広域連携センター同士でも相互共創を図ることで、官民連携プラットホームの構築を図ることが期待される。
<u>1.貧困をなくそう</u>	1.5　2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を育てるために、活動団体が課題を抱える人々のSOSに気が付き支援のボタンを繋げていくための広域連携を図る。
<u>11.住み続けられるまちづくりを</u>	11.a　各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」の重層化、拡大を通じて、誰もが生まれた地域を問わず望めば食を得られる環境を整備する

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
・子どもから高齢者まで住民参加による食事サービス活動等、在宅福祉福祉の発展を願い、全国で活動する団体や個人がつくる連絡組織として、活動の普及とサービスの質向上を図る。 ・子どもから高齢者まで地域住民が安心して通える地域の居場所を充足させ、社会的孤立を軽減する。 ・子どもを含む多様な世代の食生活をめぐる問題の軽減、改善を目指す。 ・自立した食習慣を身につけることができるよう、子どもの成長を支援する。	
(2)団体の概要・活動・業務	213/200字
住民主体で取り組む食支援活動団体の中間支援組織として活動。 （１）ネットワーク形成支援（連絡会議の開催、多機関の協働を推進する「食でつながるフェスタ」開催支援）／企業等支援団体とのマッチング（助成制度の運用、寄付物品の斡旋）等 （２）啓発・研修：情報発信（運営・教本の作成、研修開催・講師派遣）等 （３）相談窓口の設置：助成制度や関連機関の紹介等 （４）食を通じた居場所の重層的支援として、全国・地域レベルの中間支援組織の連携	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2023/9/1	(終了)	2027/3/31	対象地域	全国	実行団体における、不動産(土地・建物)購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入(建物新築含む)は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	・食のある居場所・市民活動団体 ・圏域エリアの福祉活動・食を伴う活動を行う団体・機関					(人数)	1支援地域にて20団体と繋がる関係人口(利用者・担い手・ボランティア・協力団体・個人含む)100人×20団体 対象地域の支援対象者約20万世帯のうち×0.2=40,000世帯×6地域=240,000世帯(利用対象者率20%として設定)	
最終受益者	・複合的な課題を抱える様々な社会的弱者(若者、生活困窮者、女性、高齢者等) ・こども食堂や会食会・サロン等の居場所につながる子ども・若者・元気高齢者					(人数)	支援対象と想定する1地域50万人人口想定に対して、3割程度(単身、ひとり親家庭、生活困窮者、社会的弱者等の世帯率より算出)	
事業概要	こども食堂等居場所づくり団体はコロナ禍により、ひとり親家庭や生活困窮世帯等在宅への食料配布時において生活課題を発見する機会が生まれている中、厚生労働省のひとり親家庭等子どもの食事等支援事業を通じて対象が広がっていることが分かった。また昨年度、当会が取り組んだ食を通じた見守り活動・個別支援に関する調査研究・中間支援モデル構築・研修学習会の開催(詳細はⅦ.関連する主な実績参照)からは、公的支援につながっていない多様な在宅の課題があることが分かった。 本事業は、こうした個別支援活動を含む地域福祉活動(こども食堂、学習支援、若者支援ほか)等の食を伴う居場所づくり団体にリソースを伝播するために、県域を越えた広域連携センターを設置する。多様な団体から成るプラットフォーム形成、地域の「食＋ソーシャルワーク」の連携促進、アウトリーチ力向上に寄与する中間支援機能を開発し、「食＋ソーシャルワーク」の機能の有用性と団体支援のノウハウの共有化を図る。多様なアプローチ・横断的な連携によって申請主義となっている社会保障制度から取りこぼされてしまう複合的課題を抱える人々を支えるモデルを作ることを目指す。 資金分配団体は、学習支援・若者支援分野ほか多様な分野で包括的支援を実践している中間支援組織との連携による「食＋ソーシャルワーク」のモデルを普及するための環境整備に努める。また、本事業の推進にあたっては、採択団体の活動地域と重なる2019年度通常枠のこども食堂サポートセンター4地域や過年度採択した実行団体も参画している企業の社会貢献を促すために寄贈食品を全国に配分するしくみ「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム(MOWLS)」をネットワーク化させることで、居場所支援を速やかに始動しながらプラットフォームづくりに取り組んでいく。							

762/800字

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	998/1000字
<社会背景> ・子ども食堂やフードパントリーをはじめとした「食」にまつわる活動のなかには、困難を抱えた人たちが食だけでなく、さまざまな個別支援につながる入り口として機能している事例が浮き彫りとなっている。しかし、インフォーマルな在宅支援に取り組む団体の実態が分かりづらいこと、また公的な福祉制度外で活動をしていることから団体活動に対してフォーマルな支援体制は整備されていない。 ・昨年度当会が行ったアンケート調査（食支援活動をめぐる中間支援の現状と課題に関する調査）では、活動継続にむけた課題について尋ねたところ、食材・食品の寄付に関することと回答した活動がもっとも多く（41.7%）、次いで行政・社協・助成団体等からの助成・補助・委託に関すること（33.9%）、地域資源とのつながりに関すること（31.4%）があげられた。しかし、実際に地域資源とのつながりに関することについて2割以上の団体が行政・社協・中間支援団体いずれからも支援を受けたことがないと回答している。 ・福祉制度は基礎的自治体が担うこととなっているが、制度外となる多様な支援ニーズやそれを解決にむずびつけることが可能となるであろう圏域を超えたりソース（人・団体・情報）の共有する機会を地域の支援団体・組織が得ることは難しい。また自治体だけでは解決できない制度や圏域を超えたコーディネート機能を有する中間支援組織が存在しない。 <最終受益者にとって> ・複合的な課題を抱える社会的弱者が、出会った活動団体のスキルによる偶然性に影響を受けている ・福祉制度の狭間に埋もれる人⇒行き場がない、つながり先がない <活動団体にとって> ・居場所で新しく繋がった複合的な課題を抱える様々な社会的弱者（若者、生活困窮者、女性、高齢者等）とつながり続けるためのネットワーク、連携が不足している。 ・食は人とのつながりを作る接着剤としてアウトリーチの手段等として活用されているが、食を通じたソーシャルワークに対する公的支援が整っていない ・ソーシャルワークスキル、情報が社会ではなく個人に蓄積されている <中間支援組織にとって> ・一言に居場所といっても多様な居場所がある中、食支援・学習支援・若者支援・児童福祉施設、それぞれの支援ノウハウが共有できる環境がない ・連携団体による運営支援ノウハウの蓄積、人材育成に向けた研修やマニュアル化の未整備	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	196/200字
介護予防・日常生活支援総合事業（厚生労働省）／地域子供の未来応援交付金（内閣府）／子どもの学習・生活支援事業（厚生労働省）／生活困窮者等支援民間団体活動助成事業（厚生労働省）／重層的支援体制整備事業/地域づくり事業（厚生労働省）／ひとり親家庭等子どもの食事等支援事業（子ども家庭庁） 活動団体の運営に対する助成はあるが、団体の運営を支えるための中間支援活動に対する支援や機能が充実していない。	

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	193/200字
1986年～高齢者食事サービス全国セミナー（現食でつながるフェスタ）を例年開催 2013年～新地域支援構想会議に参画。2016年～全国社会福祉協議会と「支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」を共催。 2018年～厚生労働省老健局老人保健健康増進等事業を受託。行政・社協、生活支援コーディネーター向け研修を実施。 2022年 見守り体制強化促進のための広報啓発事業（厚生労働省）	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	197/200字
事業の効果をより一層向上させるため、他省庁との連携施策・事業強化に期待が集まる中、複合課題に対する処方として居場所への自治体施策・制度は多いが、対象者に着眼した単年度補助と自治体区切りの課題がある。民間公益活動を支える中間支援機能が充実し、地域を横断する支援スキームが構築されることで複合課題に対するアプローチ手法のノウハウが蓄積され、新しい民間公益活動の担い手にも還元されることが期待される。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
食のある居場所が、地域住民が安心して住み続けられるコミュニティに寄与している状態 食を通じた居場所等とつながる利用者が増え、活動団体・中間支援団体との連携により要支援者を取りこぼさずに支援機関へ接続できている状態 「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」を通じて、誰もが求めれば食にアクセスすることができる状態

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
実行団体の支援対象地域において、食の居場所がつながる地域資源が肥えている		①食の居場所がつながる地域資源が広がっているかどうか ②実行団体の介入によって圏域に複層的なネットワークが生まれた実績の有無		ゼロとして設定		①②食を通じたソーシャルワークの有用性に対する社会的認知や理解度が高まっている。地域が子どもから高齢者まで見守る目が醸成されている状態
実行団体の支援対象地域において、食を通じた居場所等の意義を感じ、担い手が増加している状態		①居場所数の変化 ②居場所運営に関わる担い手層の変化（居場所づくりに関わっている福祉施設等の法人の数、かわり方の変化）		ゼロとして設定		①事業開始時と比べて居場所の数が広がり、居場所と繋がる機会が地域に増えている状態。 ②相談機能を有する職員が配置されている福祉施設等法人が居場所づくりとの関わりが増えている状態。

(2)-2 短期アウトカム（非資金の支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
実行団体がプラットフォームの中核センターとして事業終了後も人ものカネ情報を圏域の活動団体に伝え、連携できている状態		①実行団体の連携団体リスト・連携内容 ②事業終了後も対話・連携を行う関係になっているかどうか		ゼロとして設定		①②実行団体が全国・他地域の中間支援団体や企業、行政等他のセクターと連携しながら、食を通じたソーシャルワークを実現するためのノウハウを共有し、プラットフォーム化へ寄与している
企業・省庁が中間支援組織セクターの社会課題解決における有用性を理解し、中間支援組織を触媒とした事業連携が生まれている状態		中間支援組織との連携による居場所づくりの事例実績（全国・県域・市域レベル）		ゼロとして設定		企業・行政との連携により重層的な支援モデル事例が生まれている状態

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	200字	時期
・研修センターの開設・広報（担当者を配置）		2024年4月～
・研修コンテンツの制作・配信		2025年4月～
・研修の企画開催（視察キャラバン、合宿等含む）		2024年4月以降、年3回程度
・現状と課題を把握するための調査		2023年2月以降、年1回
・ニーズ調査に基づく課題・解決方策を考えるための学習会の開催		2024年6月～
・広域ロジハブセンター(同州制のコーディネート業務、企業開拓)の運営を通じた団体への食支援		2023年2月以降随時
・企業連携の推進窓口の設置・対応		2024年4月～
・圏域ネットワーク形成支援（食フェスタの開催、つながりづくり情報交換の実施など）実行委員会形式で取り組む		2024年2月以降、年4回程度
・他団体への視察・対話を通じた、ノウハウの収集		2024年4月～ 年3～4地域程度を選定
・行政向け事業説明会の開催、進捗報告		年2回以上
・企業版ふるさと納税の活用提案、基金作りなどファンディング		2024年10月～
・資金分配団体との連携による政策提言・シンポジウムの開催		2024年10月～
・域内の社会福祉事業施設、社会福祉協議会が開催する研修等の情報収集、広報発信連携		2024年4月～
・広域ロジハブセンター機能を充実させるためのインフラ整備		2024年4月～
・複数県を跨いで食糧支援をするための保管・物流支援企業獲得に向けた営業		2024年4月以降随時
・複数県を跨いで食糧支援をするための保管・物流支援企業獲得に向けた広報、学習会の開催		2024年4月以降、年3回程度
・学生インターン、企業プロボノの受入れによる中間支援活動の担い手養成		2024年4月以降マッチング
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期	
●実行団体による団体支援ノウハウの蓄積による優良事例を伝播する全国版研修会の開催		2024年4月以降、年1回	40/200字
●中間支援組織の有用性と普遍的な価値の共有、理解促進のための活動		2024年下期検討委員会設置、以後年3回程度協議・構築	32/200字
●食支援活動を通じた地域の支え合いモデルの関係省庁への提言		2025年度に実施	29/200字
●分野ごとの中間支援団体と実行団体の広域的・縦断的なつながりづくり		2024年2月以降、随時	33/200字
●実行団体同士のつながりづくり		隔月程度で定例ミーティングを開催他、東京研修年2回	15/200字
●ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムのスキームの提供による食支援連携		2024年2月～	37/200字
●研修コンテンツの提供、講師派遣		2024年4月以降、随時	16/200字
<上記項目に付随する活動詳細>			15/200字
実行団体が開催する学習会・研修などへ講師を派遣する		随時	25/200字
MOWSA他、世界のミールズ・オン・ホイールズ他食支援活動との連携:海外の団体と食とコミュニティの価値の共有を図るため、食支援国際会合の開催		連携の対話23年12月～、国際会合：24年秋	70/200字
あんしん手帖やガイドブックを実行団体へ提供する		年1～2回	23/200字
資金分配団体が食の居場所運営における課題を整理する（人・モノ・カネ・情報に関するニーズ）		年1回更新	44/200字
実行団体が地域の社会課題を整理し、共通課題を発信できるように評価チームと連携し調査設計を支援する		事前・中間・事後評価実施時	48/200字
寄贈情報、民間助成や補助事業などの情報を実行団体へ発信する		月1回以上	29/200字
省庁の施策や民間企業他セクターの動向について、実行団体や地域の関連機関に対して情報提供する		随時	45/200字
実行団体が運営する会議体の後方支援、業務進捗管理の支援、他地域の優良事例を紹介する		随時	41/200字
ロジックモデル作成支援を行い、作成したロジックモデルを関係者と協議できるように支援する		事前・中間・事後評価実施時	43/200字
実行団体の取組みを資金分配団体が主催する催事等で紹介する		年5回以上	28/200字
実行団体の取組みを資金分配団体を通じてホームページやSNSで発信する		随時	34/200字
行政、助成財団、企業などへのアプローチに協力するために、全国的な取り組みや事業の価値について理解いただけるような資料の作成補助や会議などを開催し、各地に伝播するためにシンポジウムや学習会を開催する		24年度に実施	98/200字
行政・各省庁と情報交換を図る		随時	14/200字
行政機関などと具体的な連携・協働パートナーシップの提案や予算獲得をにらんだ交渉の助言をする		25年度に実施	45/200字
省庁の施策や民間企業他セクターの動向について、実行団体や地域の関連機関に対して情報提供する		随時	45/200字
研修やマニュアルのパッケージ化による他地域への普及活動、成果物の制作		25年度に実施	34/200字
食を通じた地域の支え合いモデルの有用性を企業や関係省庁へ提言する（シンポジウムの開催・アンケート調査結果の報告）		年1回	56/200字
関連施策の最新情報を把握し、ロジハブ説明会等で発信する		年1回以上	27/200字
食のある居場所支援プラットフォーム構築プロジェクト(仮称)を設置し、定期的な会合を開催し、実行団体地域の課題を共有する		年3回以上	58/200字
プラットフォームメンバーと学習会を開催する（全国・実行団体地域）		年2回	31/200字
広がれ、子ども食堂の輪！推進会議で実行団体の活動を報告してもらったり、参加を促す		年3回	40/200字
実行団体の広域的・横断的な地域課題に応じて機関・組織とのマッチングを図る		随時	36/200字
実行団体に対する合同研修会を開催し、他地域におけるコーディネーションの事例から相互に学び成長できる関係構築のきっかけをつくる		年2回	62/200字
資金分配団体が地域ブロックごとで関係団体・機関が集まれる会合を設定する		隔月	35/200字
全国規模の企業からの支援を集約し、実行団体に分配する		随時	26/200字
資金分配団体が開発するシステムを実行団体が広域ロジコーディネートとして運用できるようにフォローする		24年2月～25年3月中に導入	49/200字
広報ツール（のぼり、マグネット、ステッカー等）を実行団体へ提供する		年1回	33/200字
大量寄贈の食品保管の協力を企業や団体に働きかける		2024年4月以降随時	24/200字

トラック協会他業界団体へロジハブ協力支援を依頼する	2024年4月以降随時	25/200字
実行団体が開催するロジハブ説明会に講師を派遣する	2024年4月以降随時	24/200字
ロジハブ説明会に登壇し支援協力を呼び掛ける	2024年4月以降随時	21/200字
他地域の先駆事例を共有する	2024年4月以降随時	13/200字
保管や配送協力企業の参画状況が分かるリスト等を作成・更新する	2024年4月以降随時	30/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	WEB媒体やマスコミなどを活用して積極的に成果を広報する。事業進捗などについてはH P・SNSによる広報、イベント開催時は地域の関係機関や報道機関に呼びかけるほか、当会のメール会員（約1,000人）、正会員（116個人・団体）、連携149中間支援団体に對し事業を発信する。中間報告会、成果報告会を開催する他、必要に応じ関係各省庁より支援スキームの広報協力を要請する。	182/200字
連携・対話戦略	今年4月に発足した食のある居場所支援プラットフォーム構築プロジェクトにて、把握された課題に対する解決ノウハウ提供、モデル事例の紹介等事業をアシストする。企業へは1%クラブやフィランソロビー協会、JANPIAと連携し、実行団体が接続できる関係機関（資源）を豊かにしたい。行政とは、各県の複数課に対して事業説明会を開催し、複数県域の市町村レベルへ情報が伝わるように進捗報告・勉強会を開催し対話を重ねていく。	200/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	「中間支援組織の有用性とその可能性」が社会に広報・認知される状態を目指す。そのためには、有用性についての知見を引き出すための活動を実行団体と連携しながら実施すると共に、「中間支援を理解・支援するための行政枠を超えたプラットフォーム（人的リソース）」をつくり、持続可能な支援体制を構築する。食のある居場所は子どもから高齢者まで多様な地域課題を包括できるということ、そして課題を解決する際には近隣の自治体や県、また活動を応援する企業が連携することの広がりについて実践活動を通じて示す。この連携の手法を広域で取り組むことで、一地域の取り組みだけでなく、同時多層的に全国に波及させることが重要だと考える。	297/400字
実行団体	市町村のリソース（人・物・金・情報）だけでは対応することが難しい本事業で取り組む課題に対して、食が起点となり様々な分野を横断しソーシャルワークを通じて新たな課題背景やニーズを掘り起こし、ソーシャルアクション、イノベーションを起こしていくことが期待される。インキュベーション機能として、資金分配団体、他実行団体と連携を図りながら事業終了後の新規事業の立ち上げも視野に入れてネットワーキングしていくことが必要である。 持続可能性を担保するために、資金分配団体や資金分配団体が連携する外部団体とも情報交換をしながら、中間支援を絡めた制度への反映以外にも圏域ごとの支援を集約するためコミュニティファンドなどの資金調達方法を必要に応じて柔軟に検討していくことが肝要である。	331/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	695/800字
1) 2002年～2020年度 明治安田生命保険相互会社「地域支え合い活動助成プログラム」審査 2) 2010年～現在 公益財団法人みずほ教育福祉財団「配食用小型電気自動車寄贈事業」団体推薦 3) 2017年～現在 公益財団法人キュービーみらいたまご財団「食を通した居場所づくり助成」運営事務局受託 4) 2018年 三菱電機株式会社 SOCIO-ROOTS基金設立25周年記念募金「こども食堂拠点整備応援プロジェクト」助成事務 5) 2019年～現在 yahooネット募金プロジェクトオーナー：寄付サイトの運営。寄付を原資とした中間支援団体への自主助成 6) 2020年～現在 毎日新聞東京社会事業団冠基金「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務 7) 2020年度 王将フードサービス冠基金「食を通して子どもの笑顔をつなごう」助成事務 8) 2020年度 共に支え合う地域社会づくりへの功績として、厚生労働大臣賞を受賞 9) 2021年度 ナルミヤ・インターナショナル「こども食堂応援プロジェクト」助成事務 10) 2021年度・22年度 厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等子どもの食事等支援事業」中間支援法人として助成事務 住民参加による地域福祉促進の活動や子どもの居場所づくり支援の活動に対し、案件発掘から助成事業の企画、助成事務運営までを企業・財団と協働で行っている。本会は草の根の実践団体と距離が近く、現場団体や運営者の抱える課題・ニーズを熟知しているという強みがある。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	788/800字
1) こども食堂への食料品などの寄贈に関わる伴走支援 食を通した地域の居場所づくり活動の安定運営を目的に「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」を推進。2022年度は53企業・団体が本仕組みに対して食品の寄贈や資金的支援、仕組み作り支援に参画しており、33都道府県の連携拠点を通じて全国2000団体のこども食堂など居場所へ355tの寄贈を分配した。 2) 令和3年度（補正予算）独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業「食を通じた支援のつなぎ方のみえる化事業」 食支援を行う団体が「ソーシャルワーク」の役割も担いつつある中、ボランティアから成るこども食堂運営者に個々の課題解決を担わせるのではなく、関係性を強化したり支援に必要な情報を伝え「つながりづくり」をすること、「食×ソーシャルワーク」の有用性を社会に伝播するために、①個別支援をめぐる相談内容の類型化、②地域資源の可視化、③研修会の企画開催、④中間支援モデル構築に取り組んだ。 3) 令和4年度厚生労働省補助事業「見守り体制強化促進のための広報啓発事業」 食を通じた多様な見守り活動を行う全国8か所に対して見守り・支援の活動で心がけていること、活動継続のノウハウやあらゆる機関との連携方法を調査した。調査で得られた知見を学習会で伝播した内容を含めてガイドブックを制作。子ども家庭庁及び全国社会福祉協議会から自治体・社協へ電子配信いただいた。 https://www.mow.jp/cn1/mimamori2022.html 4) 令和4年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等子どもの食事等支援事業」中間支援法人として助成事業を実施 主に子育て世帯を中心とする生活困窮者に対して食を通じた支援を行う団体に対し食品購入（生活必需品・学用品を含む）と活動実施のため延べ490団体に対して活動資金の助成と食品等の提供を実施。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	6団体を想定	
(2)実行団体のイメージ	複数県を跨いで中間支援活動を担う団体に対する助成を想定（財団：基金、コミュニティ財団、企業財団等／地縁型：社会福祉協議会等・社会福祉法人／テーマ型：こども食堂サポートセンター、ミールズ・オンホイールズロジシステム参画団体、フードバンク、こども食堂等ネットワーク等）	132/200字
(3)1実行団体当り助成金額	年間1,000万円程度	11/200字
(4)案件発掘の工夫	会員団体、「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議や「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」参画149団体、助成事務局運営を通して繋がりのある中間支援団体、過年度調査研究事業で視察訪問した関連団体・社協・行政へ幅広く周知し、公募説明会を開催する。広がれボランティアの輪、関連分野の専門家・研究者、住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会、全国コミュニティ財団協会、全国社会福祉協議会に広報を依頼する。	200/200字

IX.事業実施体制

(1)コンソーシアム利用有無	なし	
(2)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	・事業統括1名、PO2名（企業や省庁、全国組織との連絡調整、事業設計・進捗管理） ・MOWLS参画団体、企業・行政との連携（研修開催、広報協力） ・専門領域の広域連携…佐賀未来創造基金、ユニバーサル志縁センター、パルシステム生活協同組合連合会、スチューデントサポートフェイス、Learngning for All、全国移動ネット、全国社会福祉協議会他 ・評価チーム…評価・分野専門家による委員会の設置	199/200字
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	法令遵守規程（令和元年5月19日施行）に基づき、助成事業実施の運営を行う。法令遵守責任者は、法人全体の法令遵守体制確保のため、役職員に対し、コンプライアンスの周知徹底、遵守における問題点の抽出、チェック、評価を行い、法人に於ける法令遵守の総責任者としての役割を担う。法令遵守責任者は、コンプライアンス上の問題が発生した場合は、検討会議を開催し問題の解決、処理等の対応にあたる。	189/200字

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2023/09/01	～ 2027/03/01
資金分配団体	事業名	食支援広域連携センター事業	
	団体名	一般社団法人全国食支援活動協力会	

	合計		
		助成金	自己資金・民間資金
事業費	232,601,000	225,601,000	7,000,000
実行団体への助成	192,000,000	192,000,000	0
管理的経費	40,601,000	33,601,000	7,000,000
プログラムオフィサー関連経費	27,628,800	27,628,800	－
評価関連経費	20,180,000	20,180,000	－
資金分配団体	11,180,000	11,180,000	－
実行団体用	9,000,000	9,000,000	－
合計	280,409,800	273,409,800	7,000,000

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費（助成金、自己資金・民間資金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金 (A)	12,744,500	73,132,500	73,362,000	66,362,000	225,601,000
実行団体への助成	12,000,000	60,000,000	60,000,000	60,000,000	192,000,000
－					
管理的経費	744,500	13,132,500	13,362,000	6,362,000	33,601,000
自己資金・民間資金 (B)	0	0	0	7,000,000	7,000,000
実行団体への助成					0
管理的経費				7,000,000	7,000,000
合計 (A+B)	12,744,500	73,132,500	73,362,000	73,362,000	232,601,000
実行団体への助成	12,000,000	60,000,000	60,000,000	60,000,000	192,000,000
管理的経費	744,500	13,132,500	13,362,000	13,362,000	40,601,000
補助率 (A/(A+B))	100.0%	100.0%	100.0%	90.5%	97.0%

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	3,984,000	8,000,000	7,728,400	7,916,400	27,628,800
プログラム・オフィサー人件費等	914,000	4,084,400	4,998,400	4,998,400	14,995,200
その他経費	3,070,000	3,915,600	2,730,000	2,918,000	12,633,600

3. 評価関連経費（助成金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (D)	3,900,000	3,985,000	6,360,000	5,935,000	20,180,000
資金分配団体	2,100,000	1,585,000	3,960,000	3,535,000	11,180,000
実行団体用	1,800,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	9,000,000

4. 合計

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+C+D)	20,628,500	85,117,500	87,450,400	80,213,400	273,409,800
総事業費(A+B+C+D)	20,628,500	85,117,500	87,450,400	87,213,400	280,409,800

金融機関からの融資や財団からの助成を受ける等の理由で本事業の指定口座に入金できない自己資金・民間資金がある場合、上記1から3までの総事業費には含めず、以下に当該資金の金額および使途を記入してください。

[illegible]

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)年度別合計

[田]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	計
自己資金・民間資金	0	0	0	7,000,000	7,000,000

(2)内訳

1.事業費「自己資金・民間資金(B)」の調達予定について、調達方法、調達金額、調達確度、調達時期等を記載してください。

[illegible]

申請書類チェックリスト

事業名：	食支援広域連携センター事業
団体名：	一般社団法人全国食支援活動協力会

<留意点>

・申請書類を提出する前に必ず本チェックリストを使って提出書類が揃っているか確認してください。

本チェックリストも申請書類と合わせて提出してください。

・本申請チェックリストは事業ごとにご提出ください。なお、2事業目は、「団体ごとに提出する申請書類」の記載は不要です。

「申請事業ごとに提出する書類」のみ記載してください。

※通常枠では、申請団体は、4つの助成事業のうち、同一事業区分の中では1事業まで、異なる事業区分間では合計2事業まで申請できます。

なお、災害支援事業については、防災・減災支援、緊急災害支援、災害復旧・生活再建支援については組み合わせでの申請も可能とし、この場合は1事業として申請してください。

申請事業ごと に提出する 申請書類	公募システム添付先	提出する書類	提出 形式	通常 枠	チェック	備考
	助成申請書	様式01 助成申請書	PDF	●	添付済み	※書式厳守（登録印の押印が必要）
	事業計画書	様式02 事業計画書	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	資金計画書等	様式03 資金計画書等	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	申請書類チェックリスト	様式04 申請書類チェックリスト※本紙	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	事業設計図補足資料	事業設計図補足資料	PDF	任意	該当しない	
	その他（計画の別添等）					※団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料があれば提出してください。 ※「提出する書類」の欄に提出する書類名を入力してください。 ※欄が足りない場合は行を追加してください。
団体ごとに 提出する申 請書類 ※複数事業申 請の場合、2事 業目は記入不 要	団体情報	様式05 団体情報	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	役員名簿	様式06 役員名簿	Excel	●	該当しない	※書式厳守 ※役員名簿にはパスワードをかけ、パスワードはJANPIA WEBサイトから指定の フォームでJANPIAに送ってください。（詳細は、JANPIA WEBサイト申請ページ をご確認ください。） ※ 過去資金分配団体に採択された団体で、最新の書類を提出済みの団体は提出不 要です。
	規程類必須項目確認書	様式07 規程類必須項目確認書	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	定款	定款	PDF	●	添付済み	
	規程類	規程類	PDF	●	該当しない	※該当する規程類が添付できていることを確認し、チェックしてください。 ※過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択され ている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要 です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
	登記事項証明書	登記事項証明書(全部事項証明書)	PDF	●	添付済み	※発行日から3ヶ月以内の全部事項証明書の写しをご提出ください。
	事業報告書（過去3年分）	事業報告書	PDF	●	添付済み	※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出くださ い。
	決算報告書類（過去3年分）	貸借対照表	PDF	●	添付済み	※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出ください。 ※随時枠の場合は前年度分のみ提出ください。 ◎キャッシュ・フロー計算書、附属明細書、財産目録及び収支決算書について は、作成している場合は提出してください。監事及び会計監査人による監査報告 書は監査を受けている場合提出してください。 ※ソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、 「決算報告書類（過去3年分）」を参考書類として提出していただきます。
		損益計算書(活動計算書、正味財産 増減計算書、収支計算書等)	PDF	●	添付済み	
		キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●		
		附属明細書◎	PDF	●		
		財産目録◎	PDF	●		
		収支決算書◎	PDF	●		
		監事及び会計監査人による監査報 告書◎	PDF	●	添付済み	

※コンソーシアムで申請の場合には、幹事団体は以下書類もご提出ください。

申請事業ごとに提出する申請書類	コンソーシアム関連書類（申請事業ごと）	コンソーシアムの実施体制表	PDF	●	該当しない	
		様式C01 コンソーシアムに関する誓約書	PDF	●	該当しない	※書式厳守
幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体分の書類	団体情報	様式05 団体情報	Excel	●		※該当資料の上記【備考】をご確認ください。
	役員名簿	様式06 役員名簿	Excel	●		
	規程類必須項目確認書	様式07 規程類必須項目確認書	Excel	●		
	定款	定款	PDF	●		
	規程類	規程類	PDF	●		
	決算報告書類（過去3年分）	貸借対照表	PDF	●		※該当資料の上記【備考】をご確認ください。 ※申請時点で非幹事団体として決定している場合、非幹事団体分をご提出ください。
		損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)	PDF	●		
		キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●		
		附属明細書◎	PDF	●		
		財産目録◎	PDF	●		
		収支決算書◎	PDF	●		
		監事及び会計監査人による監査報告書◎	PDF	●		

令和2年度 事業報告

概 況

1. 「食」「居場所」でつながる関係諸団体のネットワーク形成

活動団体・自治体・社会福祉協議会など「食」「居場所」を共通項とする多種多様な機関の協働を進める「食でつながるフェスタ」開催を4地域(北海道・宮城・埼玉・東京)にて支援した。また、コロナ緊急支援に伴うYahoo!募金や休眠預金事業を活用し、全国で食を通じた居場所づくりの中間支援団体延べ50団体に対し8,500万円の助成を行った。

2. コロナ禍に伴う企業の社会貢献活動の促進・連携

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけにナショナル企業を中心に資金・食品・物資の寄付の窓口対応が増え、休眠預金事業で設置した4か所のサポートセンターの他、全国の中間支援団体と協力して、地域の食を通じた居場所に分配する素地づくりに寄与した。また、コロナ禍の食支援活動団体が抱える課題をアンケート調査から分析し、ニーズを企業等に発信するために、子どもの居場所づくりのためのSDGs交流セミナー(学習会)を企画。生協・企業59機関/行政11機関/民間セクター21機関に、セミナーでは総計約120名の方に参加いただき、生協・企業16機関からの支援(食品寄贈や『こども食堂あんしん手帖』協賛他)と民間セクター5機関との連携につながった。

3. 各種助成事業を活用した子どもの居場所に食を届けるロジシステムプロジェクトの立ち上げ

長引くコロナ禍で集まって食べる居場所の開催を見送る代わりに、フードパントリーや配食等の食支援の広がりを受け、地域の食を支えるこども食堂ははじめ食支援活動団体が、安定的に・持続可能なかたちで運営が行える仕組みを構築するプロジェクトを立ち上げた。全国の中間支援団体と連携し、地域の居場所を通じてその先にいる子どもをはじめとした食を必要とする人々が、必要なときに必要な食を得られる環境を整備することを目的とする。

4. 事務局体制の整備・職員雇用による組織基盤強化

全国食支援活動協力会の事務局として新たに3名雇用し、事務局体制を整え事業拡大を図った。

I 法人本部

1. 広報普及活動

- ①「いただきます」(number9、10、11号)を会員および関係者に郵送
 - ②正会員向け(登録91)およびこども食堂メール会員(登録521)他ヘメールニュースを発信(vol.18-34)。こども食堂メール会員は昨年より327増え、幅広い広報が可能となった。
 - ③公式ホームページ、フェイスブックでの情報提供
- 全国食支援活動協力会のページの他、「こども食堂サポートセンター」のホームページおよびフェイスブッ

クを通して助成情報・研修催事等の情報発信を行った。プロジェクトの寄付サイト(yahoo ネット募金)では2回「くじ付き募金」を実施し、一般向けの寄付呼び掛けや取組みの周知広報を図った。

2. 研修活動（議案資料 P6-8）

①「食でつながるフェスタ全国集会 in 東京 2020」

開催日:11月22日(日)

会場:オンライン開催(配信は東京ボランティア・市民活動センターから実施)

参加者:約125名

内容:

1. 講演「食支援活動の基盤となる栄養手段」

2. 活動助成案内

・キューピーみらいたまご財団「食を通じた居場所づくり支援募集」

・全国食支援活動協力会「コロナ対応緊急支援助成実行団体公募」

3. 調査報告「コロナ禍における食支援活動調査より」

4. 事例紹介/グループトーク

子ども食堂・高齢者配食・食育・行政・企業など様々な立場のゲストによるトーク後、各分科会に分かれてのグループトークを実施。

②「第6回地域の居場所づくりサミット」(キューピーみらいたまご財団主催事業に共催協力)

開催日:6月13日(土)

会場:キューピー株式会社 本社ホール

開催方法:オンライン 参加者 約140名(助成事業説明会・活動報告会の後に開催)

内容:新型コロナウイルス流行における食支援活動の現状と課題について

事例紹介 ともしび at だんだん／フリースペースたまりば

③「第7回地域の居場所づくりサミット」(キューピーみらいたまご財団主催事業に共催協力)

開催日:11月7日(土)

会場:こどもの居場所サポートおおさか

開催方法:オンライン 参加者 約120名(開会后、助成事業個別相談会を実施)

内容:食の居場所づくり講座 ～コロナ禍における子どもの居場所～

事例紹介 こどもの居場所サポートおおさか／しま☆ルーム

④「食事サービスを考えるつどい」オンライン学習会(東京食事サービス連絡会と共催協力)

開催日:11月6日(金) 参加者:25名

内容:コロナ感染拡大下の活動についての情報共有／「障害を持つ人が働く場としての食事サービス事業」

⑤「支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」(全社協主催事業に共催協力)

開催日:10月22日(木) 会場:オンライン開催 参加者:約300名

内容:

- 1.基調報告「コロナ時代の健康」千葉大学予防医学センター教授 近藤 克則氏
- 2.セッション企画「“新しい生活様式”に対応した住民主体の生活支援活動の運営を考える」
訪問型サービス／食事サービス／移動・外出支援 3分野より事例報告と課題提起

3. 活動審査・評価等 (議案資料 P9-10)

- ①「新型コロナウイルス予防対策に伴う休校に対応するこども食堂への支援」(原資:yahoo ネット募金)
ネットワーク、中間支援団体 36 団体を選出、交付。
- ②明治安田生命保険相互会社「地域支え合い活動 助成プログラム」審査 助成事務局を担当、応募 27
団体のうち 14 団体を選出
- ③みずほ教育福祉財団「配食用小型電気自動車寄贈事業」会員に要項配布、1団体を推薦
- ④キューピーみらいたまご財団「食を通じた居場所づくり支援」助成事務局業務受託
2020 年度分「新型コロナ禍特別対応助成」応募 101 件 59 団体選出
2021 年度分「居場所づくり支援」応募 49 件 28 団体選出
「新型コロナ禍特別対応助成」応募 65 件 47 団体選出
「スタートアップ」応募 11 件 8 団体選出
- ⑤毎日新聞東京社会事業団「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務局を担当
応募 64 団体のうち 50 団体を選出
- ⑥24 時間テレビ子ども食堂・子どもの居場所支援 寄贈申込み窓口を担当

4. 制度政策に関する委員会参加、講師派遣

- ①東京都社会福祉協議会「地域福祉推進委員会」(平野)
- ②広がれボランティアの輪連絡会議構成団体
- ③新宿区協働支援会議委員(平野)
- ④「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議構成員・事務局
- ⑤講師派遣
 - ・日本生活協連「子どもの未来アクションオンライン交流企画・アンバサダーのつどい」(10 月)講演
 - ・全社協「支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」(10 月)講演(平野・石田)
 - ・北海道国際交流センター「こどもネットワーク支援企業交流会」(11 月)講演
 - ・こどもの居場所サポートおおさか「子どもの居場所研修会-コロナ禍でのこども食堂の活動-」(11 月)講演
 - ・こども食堂ネットワーク北九州「食でつながるフェスタ&学生サミット実行委員会・こども食堂意見交換会」(11 月)講演
 - ・子ども食堂ネットワーク北九州「第 2 回九州沖縄 ONETEAM ミーティング」(11 月)講演
 - ・日本評価学会「日本評価学会第 21 回全国大会」(11 月)講演(大池)

- ・社会的企業研究会「資金調達・評価部会」公開学習会(12月)講演
- ・ふくしまこども食堂ネットワーク「こども食堂意見交換会」(12月)講演
- ・こども食堂ネットワークセンター那覇「子どもの居場所に対する食料支援団体による意見交換会」(12月)講演
- ・千代田区社協「コロナ禍におけるボランティア活動を考える～配食ボランティアのこれから～」(12月)講演
- ・パルシステム連合会「地域活動・セカンドリーグ連絡会／拡大開催講演会」(12月)講演
- ・ユニバーサル志縁センター「5か年計画委員会・分科会」(1月)講演
- ・社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ「SID2020のプレセッション」(1月)講演(大池)
- ・香川県健康福祉部「生活支援コーディネーター養成研修」(2月)講演(伊藤)
- ・山形県生涯学習文化財団「生活支援活動ステップアップ講座」(3月)講義・グループワーク(平野・井藤)
- ・名古屋市社会福祉協議会「子ども食堂フォーラム」(3月)講演
- ・JANPIA「1%クラブ」(3月)講演

5. ネットワーク形成

①「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議の開催

全国域の幅広い子ども支援関連諸団体との情報共有・伝達を担うことを目的に推進会議を開催。コロナ禍に配慮しオンラインを併用しながら東京で全国エリアの連絡組織が集う場を年5回開催した。「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議の構成員の他、子どもの居場所づくりに関心のある団体がオブザーバー参加し、事例報告では先進的な事例を紹介いただくことでネットワーク全体の向上に努めた。

事例報告内容概要

	登壇者
第5回	全国食支援活動協力会／NPO フードバンク愛知
第6回	内閣府
第7回	那覇市社会福祉協議会／子ども村:中高生ホットステーション
第8回	埼玉フードパントリーネットワーク／NPO ホットライン信州
第9回	母子生活支援施設リアン東さくら／沖縄県子ども生活福祉部 子ども未来政策課

②子どもの居場所づくりのための SDGs 交流セミナー

子どもの居場所づくりに関心がある企業・行政・活動団体が知見を深め、連携する場となることを目的に開催。学習会として6回開催する他、オンラインセミナーを2回開催した。

事例報告内容概要

第1回: NPO 法人フードバンク愛知

第2回: 休眠預金「子どもの居場所づくり応援事業」事業概要説明および公募開始に向けたご案内

第3回: 鳥取市中央人権福祉センター／(株)ドール

第4回: 一社)日本経済団体連合会／(株)埼玉りそな銀行

第5回: NPO 法人報徳食品支援センター／第一生命保険(株)／アルファクラブ武蔵野(株)／アサヒグ

第 6 回：沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課／農林水産省／北九州市子ども家庭局子育て支援
部子育て支援課

6. その他

①会員管理

- ・正会員 91、賛助会員 8
- ・会員データベース作成、利用希望者、活動希望者、各機関への情報提供(承諾分)

②マスコミ等への情報提供

新聞・雑誌の取材、寄稿、イベント情報記事掲載など

II プロジェクト

1. こども食堂サポートセンター設置プロジェクト

①活動ガイドブック等テキストの普及・配布

『こども食堂活動ガイドブック』シリーズ 3 部作及び『こども食堂あんしん手帖』を公式 HP や各地での催事にて広報配布する他、問合せのあった自治体・社協・各団体に対し希望部数を提供。『こども食堂あんしん手帖』は内容を改訂し、2021 年6月に再刊予定。

②食でつながるフェスタ開催を通じたネットワーク形成支援

北海道・宮城・埼玉・東京にて地域の団体と実行委員会を結成。研修の企画支援を通し、関係機関とのゆるやかな情報共有網の形成を図った。4 地域での「食でつながるフェスタ」、北海道・企画「こどもネットワーク支援企業交流会」以上、総勢 670 名が参加した。

③企業等各種団体の連携・取組み支援の相談対応

企業の社会貢献活動に関する問合せを受け、社員ボランティアのマッチングの相談や寄付物品の斡旋、助成公募事務を行った。

2. Meals on Wheels ロジシステムプロジェクト（議案資料 P11-12）

【背景】

長引くコロナ禍により、子どもをはじめ困窮する人々が増加している。そんななかこども食堂はコロナ禍により集まって食べる「食堂」スタイルでの開催を見送る代わりに、フードパントリーや配食といった活動をはじめ、食支援の手を広げている。こうした活動は子どもをはじめ日々の食に困る人々のライフラインになっているが、一方で活動は運営者のボランティアによって成り立っており、フードパントリーや配食等は食堂開催に比べ費用もかかること等から、運営者の負担が増している。

【目的】

本プロジェクトは地域の食を支えることも食堂はじめ食支援活動団体が、安定的に・持続可能なかたちで運営が行える仕組みを構築することで、その先にいる子どもをはじめとした食を必要とする人々が、必要なときに必要な食を得られる環境を整備することを目的とする。生まれた場所や育った環境に関わらず、生きる上で欠かせない「食」を誰もが得られる環境を整備することで、困窮者支援のみでなく地震などの災害時にも活用できるスキームの構築を図る。

【実施状況】

本プロジェクトでは上記の目的を実現するため、企業や行政等が参画しやすい地域プラットフォームをつくり、支援者からの支援を増やす活動を行った。

①食品が届く物流の整備

寄贈時の配送先数を少なくし配送費用を圧縮することで、企業等の支援者がより多くの資金を寄贈に充てられる体制を構築した他、キューソー流通システムとの契約により、当会が荷主となることで三温帯に対応した輸送が可能にした。

②食品をマッチング、在庫管理するためのソフトウェア開発

企業からの寄贈食品を各地のサポートセンター・ネットワーク・中間支援団体等を通じ、活動団体へ寄贈した。配布先は、北海道・秋田・福島・埼玉・東京・神奈川・山梨・長野・愛知・三重・大阪・鳥取・山口・福岡・熊本・沖縄 のうち 4～16 地域。ソフトウェア開発は現在進行中。

③届いたものを受け止める拠点の整備

休眠預金や助成事業等を原資に、企業からの大量の寄付を受け止めることができる保管スペースと三温帯(常温・冷蔵・冷凍)の設備を保有する「ロジ拠点」を全国に整備した。また、ロジ拠点の下に支店となる「ハブ拠点」を複数・こども食堂等食支援活動団体を取りに来られるエリアに設置し、18 ロジ地域を通して約 820 団体に食品が分配できる体制を構築した。

④食品寄付を集めるための企業等支援機関への各種提案

本仕組みをパッケージ化し資金や物資に限らない多様な支援方法を明示することで、企業や行政等の参画を働きかけた。具体的には企業・生協・行政・活動団体が集まる学習会を開催する他、企業や行政に対して個別に交渉の場を設け、本プロジェクトへの参画を働きかけた。

3. 「地域特性を踏まえた生活支援ニーズへの対応及び地域活動の継続に係る調査研究事業」

(厚生労働省老健局 老人保健健康増進等事業) (議案資料 P13-16)

居場所をプラットフォームとした住民参加による生活支援の広がりに着目し、様々な地域資源を活用して新たな生活支援サービスを創出している多機能な居場所づくりのモデルの収集を行った。都市部から中山間地までの 12 地域 19 事例を訪問し、地域特性に合わせた居場所を通じた生活支援の展開を調査、居場所の機能や多種多様な機関との連携による地域資源の開発・活性化の状況を整理した『住民主体の居場所 ガイドブック』を作成した。

自治体・社協・生活支援コーディネーター等を対象に、住民主体による居場所づくりの先進事例か地域

資源の活用・サービスを創出した手法を学ぶ研修を開催した(高知市・大阪市・東京都で 3 回実施。大阪市・東京都においては、参加者はオンライン参加に限定。)また、令和元年度に作成した『住民のやる気を支える支援の手引き』を用いて、地域特性を踏まえたアセットの活用について考えるワークショップとディスカッションを実施した。

4. 休眠預金活用事業「こども食堂サポート機能設置事業」(議案資料 P17-21)

【目的】

民間公益活動を行う団体(以下「実行団体」)に対して助成を行う。将来の担い手である子どもたちの健やかな育ちを応援するこども食堂等子どもの居場所づくりを行う団体が持続可能な運営をしていくために、「こども食堂サポートセンター」機能を設置する中間支援組織を実行団体として選定し、ネットワーク形成支援、組織基盤強化支援を行う。

【実施状況】

今年度は、事業開始時より新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言により、事業計画が当初通りに進まないことが多かったが、キューピーみらいたまご財団からの推薦枠による緊急助成を実施し、各サポートセンターが個別のこども食堂団体へ弁当配布等に係る経費を助成し、コロナ禍でも形態を変えて活動するこども食堂を支援した。

資金分配団体としての伴走支援としては、全国企業からの寄付物資・食材をサポートセンターのニーズを取りまとめてマッチングするほか、休眠預金コロナ追加枠助成を使い、コロナ禍に伴う食料分配を推進するためのロジ・ハブ機能(冷蔵冷凍庫や配送者)の整備を行った。

その他、当該事業の事業概要をHPに公開し、SNS や講演機会にて紹介をした。こども食堂サポートセンタープロジェクト採択された 4 団体とはオンラインにて月次ミーティングによるモニタリングの他、9月に東京で研修会の実施、11~12 月にかけて視察訪問を行い、現地にてこども食堂団体や関係機関との意見交換・ネットワーク会議を開催した。

5. 休眠預金活用事業「子どもの居場所づくり応援事業」

こども食堂等子どもの居場所の運営団体へネットワーク活動・中間支援を行う団体を対象に、子どもの居場所づくりにおけるインフラ整備を目的とした助成を行う。特にコロナ禍においては、生活を支える「食」の確保が優先課題であるが、開催中止を余儀なくされ、利用者負担金が無いままに、自主的に代替となる活動を続けている。子どもの居場所運営団体が食材・食品等を容易に得られる環境を整えることで、子どもたちに多様な食に触れてもらう食支援活動を継続的に実施できることをねらいとする。

【今回の事業実施で達成を目指す状態】

食品の寄付の受け入れ体制を整備することで、子どもの成長に欠かせない肉や魚などのタンパク源を含めた生鮮食品など、実施地域で活動する多くのこども食堂が多様な食品を得られるようになること。

【現在の進捗状況】

・冷凍冷蔵庫の整備が完了し、5 実行団体を通して約 304 団体に食品を分配する体制ができた。

- ・冷凍冷蔵庫を活用し、2月と3月の2回、冷凍品の寄贈を受けることができた。
- ・食品の多様性という面では、お菓子・果物(加工品)・飲料・玄米の寄贈を受けた。一方で、肉や魚などのタンパク源の寄贈申出が現状ないため、引き続き企業をはじめとした支援団体へ働きかけを行っていく。

6. 休眠預金等活用事業「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」(議案資料 P22)

民間公益活動を行う団体(以下「実行団体」)に対して助成を行う。中間支援・ネットワーク団体とともに、企業や団体からの食品等の寄付物品を受け入れる中核拠点と、細分化して分配する機能を有するハブ拠点を設け、地域の小規模な子どもを中心とした食の居場所等が企業の支援にアクセスできる新しいロジシステムを整備する。企業にとっては、子どもを中心とした食の居場所等への寄付及び食品ロスの削減と共に、持続的に支援活動をおこなうことが可能になる。当会は、中間支援・ネットワーク団体が中核拠点とロジシステムを運営できるよう支援し、中核拠点とハブ拠点の間を多様な地域の団体(生協・運送業・社会福祉施設等)や企業の社員ボランティア等でつなげるよう関係構築をおこなう。交流セミナーや研修会等をつうじて多様なセクターに子ども支援活動への参画を促し、地域の学校や各種団体との連携で遊休スペースのハブ拠点としての活用を進め、地域のマルチセクターでの物流ネットワークを実現する。

しくみが整備されることによって、これまで食品等の寄付の経験のない企業等からの物品提供も期待できる。遊休スペース等を活用してロジシステムを広げることで、寄付等地域資源の一層の活性化を図り、地域ぐるみで SDGs の達成に寄与することが可能となる。

【事業実施期間】2020 年 11 月～2024 年 3 月

【採択実行団体数】5 団体

【総事業費】139,771,800 円

うち、自己資金 6,300,000 円(2023 年度)

実行団体への助成予定額上限 86,270,000 円(2021 年度～2023 年度)

実行団体と現在、資金提供契約締結に向けて協議中。実行団体の事業開始は来年度を予定。

7. 日本財団助成事業「食支援のための寄付等資源を活性化させる情報システム構築」(議案資料 P23)

多様な企業・支援セクターとの協働による食を中心とした子ども食堂等の活動支援を加速させるために情報システムを導入する。具体的には、メーカー・生産者(食品提供者)、提供食品、こども食堂、ロジ・ハブ拠点の情報を WEB システムに登録し活用することで食品のマッチングを図る。このシステムを導入することにより、迅速で効率的な食品のマッチング、安全な食品の提供が可能となる。また、企業にとって食品提供が簡便になることによって、提供企業数や、提供食品量・品目が増えることが期待される。

現在システム開発会社と定期的に打合せを実施し、当初の計画通りシステムの詳細仕様を検討中。

【事業実施期間】2020 年 11 月～2022 年 3 月

【総事業費】20,160,000 円

8. 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業の実施によるこども食度等への食材提供

新型コロナウイルス拡大の影響を受けた食品加工業者や生産者への支援を目的とし、販売量が減少した、あるいは価格が低下した国産食材を子ども食堂等への提供を実施する。また、本事業で提供される食材やその生産者についてのパンフレットを子ども食堂等に配布することで、食の重要性や楽しさ、生産者へ感謝する気持ちをもってもらうことも目的としている。

提供食材：ラクレットチーズ(約 400Kg)、和牛焼肉味付け(約 800Kg)、あかもくスープ等(約 1000Kg)

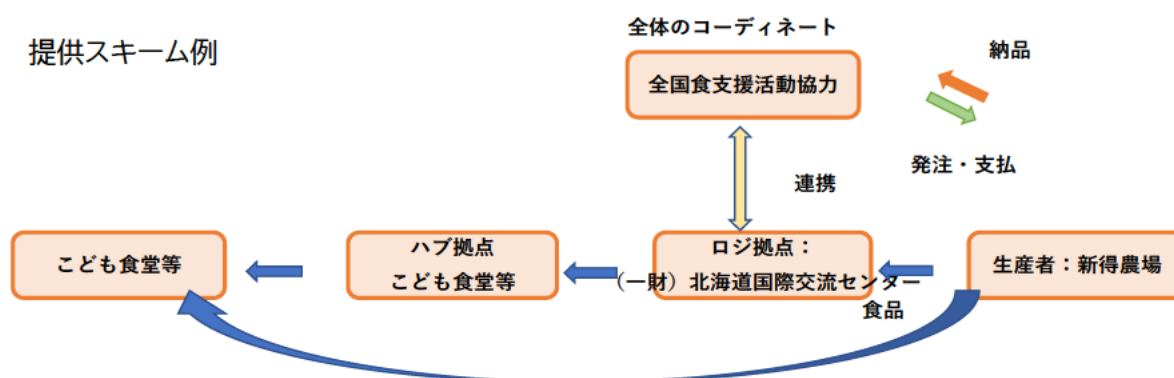
提供エリア：北海道、長野県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県、沖縄県の子ども食堂等

提供人数：約 1 万人

【事業実施期間】2021 年 3 月

【総事業費】10,561,970 円 (うち自己資金 83,970 円)

提供スキーム例



9. 【緊急調査】新型コロナウイルス流行に関する食支援活動調査」の実施

調査概要新型コロナウイルスの感染が拡大している中、日々の活動での変化や、どのような課題を感じているかについて把握し、活動支援の仕組み構築に活かすことを目的に実施した。287 件の団体回答を元に調査の分析を行い、調査結果をホームページにて公開した。

調査対象)2020 年 1 月の時点で、以下のいずれかの食支援活動を実施している全国の団体

- ① こども食堂等子どもの居場所 ② 配食(子ども) ③ 多世代型・地域食堂
- ④ コミュニティカフェ ⑤ 会食(高齢者) ⑥ 配食(高齢者)

調査方法)ウェブサイト上の回答フォームにて、任意での回答を依頼した

回答時期)2020 年 4 月 28 日～2020 年 5 月 22 日

令和3年度事業報告

一般社団法人全国食支援活動協力会

概況

1. 「食支援」活動への社会的注目の高まり、ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの全国展開
新型コロナウイルス感染症流行が恒常化する中、顕在化された社会課題解決の手段として「食支援」を始める団体が急増している。当会が休眠預金を活用して助成した母子生活支援施設による在宅支援をはじめ、若者支援団体、外国人支援団体等が受益者に対する経済的支援、孤立予防を目的としたつながるための支援を展開しており、ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムのプラットフォームで連携が進んでいる。全国各地への普及啓発・ネットワーク形成活動として食フェスタやオンラインを活用した学習会等を開催し、年度当初 22 ヶ所だったロジ拠点が 37 ヶ所 25 都道府県に拡大している。
2. コロナ禍に伴う寄付増・企業の社会貢献活動の促進・連携
新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに急増したナショナル企業を中心に資金・食品・物資の寄付は引き続き増え続けており、今年度は 28 企業・団体を通じて合計 509 t の食品提供を行うことができた。また、ホームページの更新に伴い企業連携事例を掲載するほか、寄付方法のメニューを拡充した。持続可能な居場所づくり支援として、今後に対応が続けられる様窓口対応の体制含め WEB システムの導入による合理化が必要である。
3. 関係省庁との関係構築
ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの推進に向けて、農林水産省ほか厚生労働省から推進会議や学習会で関連施策の情報提供をもらうほか、ロジシステムの普及に係る情報連携、厚生労働省の補助事業の中間支援法人を担うなど連携が深まった 1 年となった。

I 法人本部

1. 広報普及活動

- ①定期刊行物「いただきます」(12、13、14 号)を会員および関係者に郵送
- ②正会員・賛助会員向け(登録 105 会員)およびこども食堂メール会員(910 会員)他へメールニュースの発信(vol. 32~vol. 46)。各種催事や助成事業実施の際にメール会員への登録を呼びかけ、こども食堂メール会員は昨年 521 より 389 会員増え、幅広い広報が可能となった。
- ③公式ホームページ、フェイスブックページのリニューアル
12 月にホームページを全面リニューアル。寄付や企業連携、休眠預金事業等のページを追加し、「こども食堂サポートセンター」のホームページおよびフェイスブック等と連携し、研修会や助成情報など、活動団体向けの情報を発信できるようになった。

2. 研修活動

- ①食でつながるフェスタ全国集会 in 東京2021
開催日：2021 年10 月10 日(日) 13:00-16:30 会場：オンライン開催

会 場：オンライン開催（配信は東京ボランティア・市民活動センターから実施）

参加者：約85 名

内 容： 子どもから高齢者まで住民参加型の多様な切り口からなる食の居場所の知見とアンケート調査結果の共有、活動団体と支援団体の交流

・「コロナ禍における食支援活動の現状と食材支援に関する調査について」

講師：当会常務理事 清水洋行（千葉大学大学院人文科学研究院教授）

・「生きることと食のこと 食を通じた多様な関わりあい」

講師：ココルーム 代表 上田 假奈代氏（大阪市西成区）

・パネルトーク「コロナ禍の子どもから高齢者までの食支援活動」と意見交換・交流

パネリスト：支え合う会みのり（東京稲城市）／甲府食事サービスをすすめる会／つなぐ子ども未来（名古屋市）／こどもの居場所サポートおおさか

②第8 回 地域の居場所づくりサミット（主催キューピーみらいたまご財団に共催協力）

開催日：6 月12 日（土）15：00～16：40

会 場：キューピー株式会社 本社ホール ※新型コロナウイルス対策のためオンライン開催

参加者：約150 名

内 容：コロナ禍の経験を踏まえたこども食堂活動について関係者の意見交換

こども食堂を支援する仕組みづくりの事例報告

こども食堂サポートセンター那覇（沖縄県）、ホットライン信州（長野県松本市）

こども食堂からの課題提起 にしよど子ども食堂（大阪市）

③第9 回 地域の居場所づくりサミット（主催キューピーみらいたまご財団に共催協力）

開催日：11 月7 日（日）10:00～12:00/13:00～15:00

会 場：キューピー株式会社 本社ホール ※新型コロナウイルス対策のためオンライン開催

参加者：約140 名

内 容：財団事業説明、具体的な助成事業の書き方講座、

講演「居場所における食育」

（交流会）コロナ禍の経験を踏まえたこども食堂活動について

④食事サービス連絡会学習会（東京食事サービス連絡会と共催）

開催日及び会場：11 月27 日（土）14:00～16:00 オンライン開催

今年度はつどいという形ではなく、学習会として講師を招いて開催。

■講師 西東京市 NPO法人サポートハウス年輪 田中ゆかりさん

「三世代がつながる食堂」の構想

八王子市 ほっこり食堂 石渡ひかるさん

「三世代がつながる食堂・フードパントリー」の実践

⑤「支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」（全社協主催事業に共催協力）

開催日：10 月20 日（水） 会場：オンライン開催 参加者：約445名

内容：1. 基調報告「コロナ禍だからこそ、“人と 人とのつながり” がもたらす影響」

NPO 法人「高齢社会をよくする女性の会」理事長 樋口 恵子 氏

2. 食事サービスの分科会を担当

「多様な食支援活動の実践と活動支援のしくみづくりについて」（基調報告、実践報告、情報交換会の実施）

3. 活動審査、評価等

- ①みずほ教育福祉財団 電気自動車寄贈団体の推薦会員に要項配布（希望団体なし）
- ②キューピーみらいたまご財団助成プログラム B「食を通した居場所づくり支援」助成事務局
2022 年度分 「居場所づくり支援」応募 64 件 25 団体選出
「新型コロナ禍特別対応助成」応募 73 件 51 団体選出
「スタートアップ」応募 40 件 29 団体選出
- ③王将フードサービス 助成事務局
A居場所活動団体：応募 102 件 48 団体選出 B中間支援団体：14 件 9 団体選出
- ④ナルミヤ・インターナショナル 助成事務局
A居場所活動団体： 応募 136 件 14 団体選出 B中間支援団体：応募 23 件 5 団体選出
- ⑤毎日新聞東京社会事業団「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務局
応募 96 団体のうち 50 団体を選出

4. 食環境の整備・ロジシステム推進活動

【目的】

- ①サポートセンターの活動を通して、子どもたちの状況（孤食・共食体験の不足・見えない貧困など）を知ってもらい、社会の中で孤立しがちな子どもとその家庭を見守る新たな支え合いのコミュニティとしての「こども食堂」等子どもの居場所の取り組みを、広く知ってもらう。
- ②すでに活動を始めている団体は、運営費の持ち出しがあるなど、活動を安定して継続する上での課題がある。一方で「子どもたちのために、何かしたい」という思いを持つ個人・企業は多く、当会への相談も増えている。支援の新たなしくみを開発し、適切な団体・機関につなぎ、社会全体の支え手を増やすことで、住みよい地域づくりに貢献しようとする人のすそ野を広げる。

【報告事項】

- ①食でつながるフェスタ開催・研修等を通じたネットワーク形成支援
シンポジウムへの講師派遣等の他、2017 年より実施している研修会「食でつながるフェスタ」の開催支援を行う。従来運営ノウハウ（衛生管理・食育・子どものケアや関わり方など）に関する情報発信、モデル事例伝播、活動地域の相談機関の紹介など、個別相談の対応プログラムが多かったが、本年度は長引くコロナ禍もあり、より持続可能な食支援活動を模索するため、企業・行政の参画を促すプログラム（企業・行政支援の好事例報告、支援方法の提案等）が多かった。

開催実績： 秋田（2/4-5）、長崎（2/22-23, 3/26）、千葉（3/4）

- ②活動ガイドブック等テキストの普及・配布

『こども食堂あんしん手帖』を 6 月の改訂発行。14,000 部以上を各地の行政・社協・団体に発送配布済み。公式 HP に PDF ダウンロード版を掲載し各地での催事にて広報配布。

③企業等各種団体の社会貢献活動との連携

・Yahoo 募金ページの運用管理

常設ページを通して広く広報と支援の呼びかけを行う。9～11 月にかけてキューピーみらいたまご財団のご支援によりくじ付き募金を実施。2 月にも記事を更新し、ロジシステムの広がり等を発信。

・王将フードサービス お子様弁当無料配布

株) 王将フードサービスとの協議により、コロナ禍において学校給食がなくなる夏休み期間の子どもの栄養状態への貢献を目的に王将フードサービスが実施した「お子様弁当」の無償配布に協力。

対 象：「餃子の王将」直営店 526 店舗での受取り可能な団体(冬休みは FC 店約 40 店舗も参画) 全国母子生活支援施設協議会、こども食堂サポートセンター、社会福祉協議会等の中間支援組織とつながる全国の子ども食堂等居場所運営団体、フードパントリー、母子生活支援施設等。

実施期間	提供食数	参画団体数	協力機関
8 月 17 日～9 月 13 日	32,112 食	377 団体	63 団体
12 月 20 日～1 月 18 日 ※年末年始除く	62,838 食	728 団体	
3 月 28 日～4 月 7 日	50,729 食	684 団体	

・アサヒ飲料寄付型自動販売機との連携

④各種企業からの協賛・支援獲得

【食品・物品の寄贈】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの仕組みを活用して、キューピーみらいたまご財団／日新製糖／アサヒグループ食品／日本ハム／高島屋／三菱食品／ポッカサッポロ&ビバレッジ／Mr. CHEESECAKE／24 時間テレビ／NEC／アサヒロジ／サン・フレイム／グライナー・ジャパン／LIFULL／巧芸社 等から寄付食品・物品を受け付け、マッチングを行った。

常温のほか冷蔵・冷凍食品を全国へ分配することで、プロジェクトの課題を明らかにし、改善に取り組むとともにブラッシュアップを図った。

【協賛・支援の獲得】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの仕組みに対し、キューピーみらいたまご財団／タカラレーベン東北／アサヒグループホールディングス／メディopalホールディングス／全国学生保障援助会／ドール／横浜冷凍 等から協賛いただいた。

そのほか多様なセクターが参加できる学習会を開催し、本プロジェクトに対する理解の醸成と参画を働きかけた。

⑤ロジシステム説明会の開催

企業・行政・活動団体がゆるやかに連携することで、食を通じた居場所づくり活動が持続可能な活動となることを目指し開催した。

【開催地域】全国／東北（宮城）／山形／東京／神奈川／長野／愛知／兵庫／広島／大阪／四国（徳島）／愛媛

【プログラム概要】全国的な食料支援の取り組み状況の説明／各自治体や民間機関・団体による好事例の共有／グループディスカッション など

5. ネットワーク形成

①「広がれ、子ども食堂の輪！」推進会議 の開催

全国域の幅広い子ども支援関連諸団体との情報共有・伝達を担うことを目的に推進会議を開催。コロナ禍に配慮しオンラインを併用しながら東京で全国エリアの連絡組織が集う場を6回開催した。

・第10回 4/6

- 事例報告 1. 特定非営利活動法人秋田たすけあいネットあゆむ 保坂理事長
2. NPO 法人にじいろのわ 内藤代表
3. 内閣府 子どもの貧困対策担当 田原参事官補佐

・第11回 5/24

- 事例報告 1. NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 天野副理事長
2. 一般財団法人北海道国際交流センター 池田専務理事

・第12回 7/20

- 事例報告 1. 社会福祉法人 大幸会 渡邊施設長
2. 学習支援ひろば「くじら寺子屋」 山下代表

・第13回 9/7

- 事例報告 1. 神奈川県立保健福祉大学 新保先生
2. おもちゃの図書館全国連絡会 藤田事務局長
3. 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室 清水室長補佐

・第14回 1/4

- 事例報告 1. 認定特定非営利活動法人 育て上げネット 工藤理事長
2. 母子生活支援施設 百道寮/産前・産後母子支援センターこももティエ 大神施長

・第15回 3/17

- 事例報告 1. 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 社会的養護専門官 胡内様
2. 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室（食品ロス削減・リサイクル班） 岸田課長補佐

②子どもの居場所づくりのためのSDGs 交流セミナーの開催

子どもの居場所づくりに関心がある企業・行政・活動団体が知見を深め、連携する場となることを目的に年間6回開催。今期は特に寄付・寄贈に関心のある企業に加え、物流その他支援に関心のある企業がMOWLS プロジェクトを認知・参画できることを目的とした。

・第7回 4/6

- 事例報告 1. 特定非営利活動法人フードバンク山口 今村理事長
2. 株式会社王将フードサービス総務部法務課 猪原様
3. 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 岸田課長補佐

・第8回 5/24

- 事例報告 1. カネハツ食品株式会社 加藤社長
2. 一社）つなぐ子ども未来 安藤代表理事
3. 株式会社中特ホールディング 吉本企画広報室長

・第9回 7/20

- 事例報告 1. 損害保険ジャパン株式会社 企画開発部 佐藤課長代理
 2. 内閣府 子供の貧困対策推進室 田原参事官補佐
 3. 公益財団法人キューピーみらいたまご財団 長谷部事務局長
- ・ 第10回 9/27
- 事例報告 1. アサヒ飲料株式会社 コーポレートコミュニケーション部 CSV推進グループ
 大沼プロデューサー
 2. 北九州市 戸畑区役所総務企画課 長迫イベント担当係長
 3. 株式会社首都圏ホールディングス 駒形代表取締役
- ・ 第11回 10/26
- 事例報告 1. 株式会社北部市場運送 黒田常務
 2. 一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか 横田代表理事
 3. 鳥取市役所 総務部人権政策局 中央人権福祉センター/人権交流プラザ川口所長
- ・ 第12回 12/16
- 事例報告 1. 株式会社ADK マーケティング・ソリューションズ 山川様
 2. 日新製糖株式会社 柴田 常務執行役員

6. 制度政策に関する委員会参加、講師派遣

- ①東京都社会福祉協議会「地域福祉推進委員会」(平野)
- ②広がれボランティアの輪連絡会議構成団体
- ③新宿区協働支援会議委員(平野)
- ④「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議構成員・事務局
- ⑤孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員
- ⑥講師派遣
 - ・ 産業能率大学「経営学部 中島智人ゼミ」(9月) 講演
 - ・ 神奈川経済同友会「環境福祉委員会」(10月) 講演
 - ・ JILS「第39回物流子会社懇話会 11月度会合」(11月) 講演
 - ・ 山形県生涯学習文化財団「令和3年度生活支援活動ステップアップ講座 食事提供講座」(11月) 講演
 - ・ セカンドリーグ神奈川「マッチングシステム構築検討会・情報交換会」(4月) 講演
 - ・ 立教大学「コミュニティビジネス」(6月) 講義
 - ・ 北九州市役所「北九州SDGsクラブ会員企業・団体への子ども食堂説明会」(7月) 講演
 - ・ 那覇市社会福祉協議会「企業向け社会貢献セミナー～那覇社協と子どもの居場所とSDGsと～」(8月) 講演
 - ・ 東京都社会福祉協議会「省庁懇談会プログラム」(8月) 講演
 - ・ 世田谷区公明党「世田谷区議会・公明党勉強会」(8月) 講演
 - ・ 神奈川県生産性本部「2021年度上期理事会」(11月) 講演
 - ・ 参議院自由民主党「不安に寄り添う政治のあり方勉強会」(12月) 講演
 - ・ 大阪府環境農林水産部流通対策室「食品ロス削減事業者向けセミナー 未利用食品を有効活用する食品ロス削減の取組み」(1月) 講演
 - ・ 日本生協連サステナビリティ推進グループ地域・コミュニティ「21年度フードバンク運営交

流会」(1月)コーディネーター

- ・公益社団法人日本フィランソロピー協会「広がれ 深まれ 食支援の輪～支援の多様化に即した地域・セクター間の連携事例に学ぶ～」(2月)講演

7. その他

①会員管理

正会員 98、賛助会員 7 (令和4年3月時点)

②マスコミ等への情報提供

新聞・雑誌の取材、寄稿、イベント情報記事掲載など

「物流ウィークリー」「物流ニッポン」「日本食糧新聞」「日刊食品通信」「読売新聞」「秋田さきがけ」に記事掲載。

③一般社団法人くらしサポート・ウィズ主催のインターンシップ受け入れ

II プロジェクト

1. 休眠預金活用事業 「こども食堂サポート機能設置事業」〔2019 年度～2022 年度〕

【目的】子どもたちの健やかな育ちを応援するこども食堂等子どもの居場所づくりを行う団体が持続可能な運営をしていくためのサポート機能のモデル化

【実行団体】特定非営利活動法人寺子屋方丈舎／一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか／一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州／社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

【概況】各サポートセンターにて導入された冷蔵冷凍庫やハブ拠点が機能し、こども食堂等への寄贈食品等のマッチングが促進している。また企業連携セミナー等の開催を通じて新しい支援者獲得に繋がっている。中間評価の実施に伴い、サポートセンターとつながるこども食堂等居場所へこども食堂支援に対するアンケート調査を実施し、サポート機能のニーズ把握を行った。

2. 休眠預金活用事業 「子どもの居場所づくり応援事業 ～活動助成による『食』のインフラ整備～」

【目的】新型コロナウイルス感染症拡大予防のために、小中高を休校した市町村区域において活動する、こども食堂等子どもの居場所を運営する団体のネットワーク活動・中間支援を行う団体を対象に助成し、子どもの居場所づくりにおけるインフラ整備を行う。特にコロナ禍においては、生活を支える「食」の確保が優先課題であるが、開催中止を余儀なくされ、利用者負担金が無いままに、自主的に代替となる活動を続けている。子どもの居場所運営団体が食材・食品等を容易に、無料で得られる環境を整えることで、子どもたちに多様な食に触れてもらう食支援活動を継続的に実施できることをねらいとする。

【実行団体】10 団体

特定非営利活動法人報徳食品支援センター(小田原市)／子どもから地域へ広がれネットワーク(熊本県) 特定非営利活動法人ゆめみ～る(登別・胆振地方)／特定非営利活動法人秋田たすけあいネットあゆむ(秋田県)／特定非営利活動法人埼玉フードパントリーネットワーク(埼玉県)／鳥取市地域食堂ネットワーク(鳥取市他)／特

定非営利活動法人NPOホットライン信州（長野県）／特定非営利活動法人フードバンク愛知（愛知県）／特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄（沖縄県）／特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会（山梨県）／特定非営利活動法人フリースペースたまりば（神奈川県）

【事業実施期間】2020 年 8 月～2022 年 3 月

【成果】当事業によって三温度帯（常温・冷蔵・冷凍）で寄贈食品を管理できるロジ拠点 11 ケ所、ロジに連なるハブ拠点を 77 ケ所へ増やすことができた。当会が構築するミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムを通じた 2021 年度の寄贈量 509 t（約 6 億円分相応の食品物資）のうち本事業の実行団体に対して、2 億 2800 万円分の寄贈循環を実現することができた。本事業費に対して 4 倍以上の費用対効果を創出することができた。インフラ整備をきっかけに子どもの居場所づくりを支援するための寄贈サプライチェーンとして事業終了後も継続するシステム構築を図った点に価値があると考えられる。

3. 休眠預金活用事業 「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」〔2020 年度～2023 年度〕

【目的】中間支援・ネットワーク団体とともに、企業や団体からの食品等の寄付物品を受け入れる中核拠点と、細分化して分配する機能を有するハブ拠点を設け、地域の小規模な子どもを中心とした食の居場所等が企業の支援にアクセスできる新しいロジシステムを整備する。加えて企業・行政・NPO等から成る寄付等地域資源を循環させるプラットフォームの構築を狙いとする。

【事業実施期間】2020 年 11 月～2024 年 3 月

【採択実行団体】一般財団法人北海道国際交流センター／特定非営利活動法人フードバンク山口／鳥取市地域食堂ネットワーク／認定特定非営利活動法人チャイルドケアセンター／特定非営利活動法人NPOホットライン信州

【概況】各地域での課題解決を図る協議体形成の伴走支援合わせて、事業設計・事前評価活動を共同で実施。課題の可視化と発信を目的とした食フェスタを各地域で実行委員会形式で開催した。3 月に 2019 年度実行団体と合同研修を実施し、ロジックモデルの見直しや課題解決に向けたノウハウ共有、事業評価に関する講義やワークショップを実施した。

4. 休眠預金活動事業 「持続可能な地域活動援助モデル構築事業 ～母子生活支援施設等福祉施設のアセット活用～」

【目的】全国母子生活支援施設協議会と連携をして、全国の母子生活支援施設をはじめ、母子生活支援施設と協力体制を図る子ども支援団体を対象とする。コロナ禍で生活課題が深刻化した地域の子ども、子育て世帯へ食支援を通じたニーズ把握、アウトリーチ活動を行うための助成を行う。母子生活支援施設の拠点インフラと人的資源というアセットに加えて、当会が整備しているロジ拠点とが連携することで、居場所を休止しお弁当配布やフードパントリーを実施しているこども食堂等居場所が最終受益者である子ども達へ食支援活動を継続的に実施し、コロナ禍における実態把握機能が強化されることが期待される。

【事業実施期間】2021 年 4 月～2022 年 3 月

【実行団体】社会福祉法人ベタニヤホーム／特定非営利活動法人 フードバンク香川／特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブういず／社会福祉法人 大幸会／学習支援ひろば「くじら寺子屋」／ココロにたねまき／社会福祉法人大洋社

【成果】母子生活支援施設 3 施設では食支援を行うことでアフターケアの相談件数を伸ばしている。施設でのフードパントリーや子ども食堂との連携を行うことで地域で困窮するひとり親世帯等との接点を確実に増やしており、コロナ禍で生活課題が深刻化した子ども、子育て世帯にとって、母子生活支援施設がセイフティーネットとなりうるアセットとして存在感を示すことができた。子ども食堂支援団体が実行団体となった 4 団体ではコロナ禍のために一層支援を必要とするようになった子育て世帯の緊急ニーズに応じて食支援を拡充しており、今後も地域の食の物流支援のハブとして機能することが期待できる。

5. 日本財団助成事業「食支援のための寄付等資源を活性化させる情報システム構築」

【目的】多様な企業・支援セクターとの協働による食を中心とした子ども食堂等の活動支援を加速させるために情報システムを導入する。

【概況】2022 年 3 月時点で本事業における情報システムの開発は完了し、利用予定者への説明会とシステムの ID 発行を実施している。現在、全国のフードバンクや子ども食堂に食品を寄贈する際にメールや電話で行っている調整の連絡等を、次年度以降は本情報システムに順次移行していく。

【成果】成果物: ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム 食支援サイト(<https://mow-ls.jp/>)

6. 販路多様化緊急対事業の実施によるこども食堂等への食材提供（3 次募集）

ロジ・ハブ拠点とつながりのあるこども食堂へ国産米を寄贈する。補助事業の申請は JA 全中が行い、当会は寄贈先団体の仲介を行った。

申請者 : 全国農業協同組合中央会（JA 全中）

調達物 : 米（精米、栃木県産コシヒカリ）70,000 k g

実施予定施設 : 全国の子ども食堂約 400 カ所（こども宅食、フードパントリーを含む）

期間 : 採択通知日の翌日より 7 月 31 日まで

7. 厚労省 老人保健健康増進等事業「新型コロナウイルス影響下における 生活支援体制整備事業の推進に向けた人材育成に関する調査研究事業」

【申請事業概要】本事業では、活動のきっかけとなる「食」を中心とした住民主体の居場所活動開発を行う市町村職員や生活支援コーディネーター等の支援者育成を目的とし、研修会で活用できるガイドブック等研修プログラムを提案する。今般の新型コロナウイルスの影響下で交流や外出機会が減っている在宅高齢者の状況に対応したものとする。

【事業実施期間】2021 年 4 月～2022 年 3 月

【総事業費】15,344,000 円

【概況】研究委員会を 5 回、作業部会を 5 回実施。10 事例（東京都、香川県、大阪府、愛知県、

鳥取県、奈良県、岩手県）へのヒアリング調査を実施。生活支援コーディネーターを主な対象とした研修会「生活支援コーディネーターによる地域の居場所づくり・つながりづくり研修」を4回（香川県、鳥取県、東京都、オンライン）開催。

- 【成果】成果物：①ガイドブック『事例でわかる 地域アセット活用ガイドブック 生活支援コーディネーターの居場所づくり・つながりづくりを応援』（1500部印刷）
②報告書『新型コロナウイルス影響下における生活支援体制整備事業の推進に向けた人材育成に関する調査研究事業 報告書』（40部印刷）

8. 「食支援活動調査」の実施

コロナ禍における活動の課題と、寄付食材の支援についてのアンケート調査を行った。（2020年5月実施の調査の定点観測を兼ねて実施）

【目的】食支援活動の現状の把握と、寄付食材・食品を各地域の活動に届ける食材支援のあり方を検討する資料とする

【実施主体】一般社団法人全国食支援活動協力会／清水洋行研究室（千葉大学人文科学研究院）

【調査名】「令和3年度コロナ禍における食支援活動の現状と食材支援に関する調査」

【調査対象】2021年7月時点で実施中、または休止中の以下の活動

<配食サービス、会食会、地域食堂・多世代食堂、コミュニティカフェ、こども食堂、フードパントリー>

【調査方法】WEB調査と調査票郵送での調査の併用

【実施期間】2021年8～9月

【回答数】配食サービス：87 こども配食：40 会食会：20 地域食堂・多世代食堂、コミュニティカフェ：84 こども食堂：215 フードパントリー：111
不明：4 合計：561

【結果の公表について】「食でつながるフェスタ東京」他HPにて結果を発表した。

9. 令和3年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」の実施

【目的】主に子育て世帯を中心とする生活困窮者に対して食を通じた支援を行う団体に対し食品購入と活動実施のための助成と食品の提供を実施することで、その活動の継続支援を行うことを目的とする。

【実施期間】2022年2月～2022年3月

【実施内容】①助成事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、事業実施経費を助成する。1団体あたりの助成額上限250万円。90団体に計122,245,000円を助成。

②活動支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、活動に使用する食品を提供。（株）高島屋に本事業用の食品購入サイトを用意いただき、申込団体が付与された金額内の食品

をサイト上で購入する方法で実施。194 団体に 42,772,000 円分の食品を提供。
【総事業費】186,044,000 円

10. MOWSA（ミールズ・オン・ウィールズ・サウス・オーストラリア）交流プロジェクト

南オーストラリアのアデレードにある MOWSA、サウスオーストラリア・ミールズオンホイールズ協会との交流を継続しており、今年度はコロナ禍における状況と活動の変化について情報共有をおこなった。日豪において感染状況や社会の対応に違いはあっても、食支援の活動が一層必要とされていることを確認し、今後の交流を約束した。

実施日：2021 年 7 月 16 日（金）午前 11 時～12 時

以上

第1号議案 令和4年度事業報告について

概 況

1. ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの全国展開の推進

昨年度に引き続き、全国各地でロジハブ説明会や食でつながるフェスタ等を通じて食支援のためのプラットフォーム形成、ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムへの参画支援を行った。ミールズ・オン・ホイールズロジシステムの空白地域を中心に 21 道府県の行政・社協に対して本仕組みを説明する機会を持った（対面・オンライン含む）。そのほか、東北・四国・中国地方と地方ごとで関係機関が集まるロジハブ説明会を実行委員会形式で行った。また、農林水産省はじめ食品産業センター等との連携が進んだ。企業からの問い合わせも増え、今年度の支援企業数は 53 社・団体（昨年 28）となり、中でも寄贈品の保管や配送に協力いただく企業が増えた。

一方でトレーサビリティの徹底や安全管理のためには更なる WEB システム運用の工夫が必要である。また昨今の物価高騰等の影響により食糧確保に苦難している団体が多い一方、寄贈案件や 1 回あたりの寄贈量が減少傾向にある。大量寄贈を安全に受け止め、広域に配送するために保管・物流機能を有する企業等との連携を加速し、企業が寄付しやすい仕組みであること、活動団体の声を企業に届ける役割を担いながら社会環境整備を進めていきたい。

2. 食支援×見守り・ソーシャルワークの必要性

コロナ禍で様々な課題を抱える子どもやその家庭に対してアウトリーチをし、フードパントリー等食料支援を行う活動が全国的に広がっている。今年度はWAM助成や厚労省見守り体制強化のための広報促進事業に基づき、先進的に見守り・個別支援に取り組んでいる食支援団体の好事例を調査・集約することができた。一活動団体が複合的な課題を持つ家庭を抱え込まないように、ピアラーニングの場づくり、地域資源開発が今後益々重要になると考える。「フード」の面だけではなく、「福祉支援（ソーシャルワーク）」との両輪の有用性を発信していく必要がある。

3. 中間支援の役割・有用性の可視化に向けたチャレンジ

2019 年度から取り組んできた休眠預金事業が最終年度を迎え、これまで培ってきた企業・行政等の支援を活動団体につなぐ支援、現場団体の声をアドボケイトする役割等、食を通じた子どもの居場所支援における中間支援機能の可視化を試みた。食支援でつながる学習支援・若者就労支援・女性支援団体等とも情報連携を行っている。今後企業・行政・NPO セクター含め対象地域の資源と全国からのリソースが水平的・垂直的に集まることでコレクティブインパクトを生み出し、持続可能な居場所づくりのモデル構築に取り組んでいきたい。

I 法人本部 / ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム

1. 広報普及活動

- ①定期刊行物「いただきます」（number15・2022 年 8 月 15 日）を会員および関係者に郵送

②正会員・賛助会員向け（登録 116 会員）および子ども食堂メール会員（1078 会員）他へメールニュースの発信（vol.47～vol.62）。

③メディア掲載「家の光（2022 年 7 月号）」「物流新時代（2022 年 8 月 15 日）」「月刊社会教育」（2022 年 9 月号）」「明日の食品産業（2022 年 12 月号）」に記事掲載。

2. 研修活動

①食でつながるフェスタ全国集会 in 東京 2022

開催日：2022 年 7 月 24 日（日）11:00-16:00

会 場：東京ボランティア・市民活動センター オンラインとのハイブリッド開催

参加者：約 120 名（会場 50 名、オンライン 70 名）

内 容：講演「食支援活動の新たな展開_高齢者から多世代の居場所づくりへ」NPO 法人ゆめみ～る
講義「安全・安心な食品の取扱いについて」キューピーみらいたまご財団
リレートーク「食を通じた活動における地域資源の活用と展開」

②第 10 回 地域の居場所づくりサミット（主催キューピーみらいたまご財団に共催協力）

開催日：6 月 11 日（土）10：00～12：20/14:00～16:20

会 場：キューピー株式会社 本社ホール ※新型コロナウイルス対策のためオンライン開催

参加者：約 140 名

内 容：財団事業説明・講演「地域における活動周知のための情報拡散と協力、チームづくりの秘訣」
地域の居場所づくり講座 「子ども食堂・居場所の再開に向けて」
事例紹介 くすのき子ども食堂 / 食品衛生のワンポイントアドバイス
講 演 「コロナ禍による子ども食堂の運営と変化、これからのあり方について」
一社）ともしび at だんだん代表理事 近藤博子氏
（交流会）「話し合おう食を通じた居場所のこと、いまとこれから」

③第 11 回地域の居場所づくりサミット

開催日：11 月 5 日（土）10:00～12:20

会 場：キューピー株式会社 本社ホール ※新型コロナウイルス対策のためオンライン開催

参加者：約 140 名

内容：財団事業説明・講演「改めて考える子どもの居場所づくり」

居場所づくり講座「子ども食堂だからできること～食を通じたつながり・見守り・支えあい～」

事例紹介 ハスノハ子ども食堂 代表 渡辺 和美氏

グループに分かれた交流会

④食事サービス連絡会学習会（東京食事サービス連絡会と共催）

開催日及び会場：11月22日（火）14:00～16:00 オンライン開催

会員団体のうちの7団体が事前に制作した各7分程度の活動紹介動画を視聴後、質疑応答とディスカッションを行った。（参加者約20名）

■紹介団体 支え合う会みのり（稲城市）、こぶしの会（大田区）、さくらんぼ食事サービス（八王子市） サポートハウス年輪（西東京市）、赤とんぼ（三鷹市）、豊芯会（豊島区）、老人給食協力会ふきのとう（世田谷区）

⑤「支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」（全社協主催事業に共催協力）

開催日：10月21日（金） 会場：オンライン開催 参加者：約221名

内容：第二分科会「食支援から見てきた、社会課題の解決に向けて」

実践報告『「食」がなくなぐ地域の居場所』

荒川 陽子 氏（宮城県・特定非営利活動法人地域生活支援オレンジねっと 代表）

浜崎 寿一 氏（宮城県・食事サービスネットワークみやぎ高齢者配食サービス「ほっと亭」 代表）

越智 和子 氏（香川県・社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 会長）

桜庭 千明 氏（東京都・認定特定非営利活動法人育て上げネット プロジェクトマネージャー）

3. 活動審査・評価等

①みずほ教育福祉財団 電気自動車寄贈団体の推薦会員に要項配布（希望団体なし）

②キューピーみらいたまご財団助成プログラムB「食を通じた居場所づくり支援」助成事務局

2023年度分 「居場所づくり支援」応募76件 30団体選出

「新型コロナ禍特別対応助成」応募99件 66団体選出

「スタートアップ助成」応募51件 29団体選出

③24時間テレビ助成事務局

実施内容：ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムを通じて、子ども食堂を通じた食支援や体験機会の提供を実施している団体に対し、活動を続けるうえで必要となる備品の支援。

対象：現在ロジ・ハブ拠点を担っている団体に加え、今後ロジ・ハブ拠点として新規立上げを予定している団体

支援団体数：23団体

④毎日新聞東京社会事業団「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務局

応募136団体のうち48団体を選出

4. 食環境の整備・ロジシステム推進活動

【目的】

①サポートセンターの活動を通して、子どもたちの状況（孤食・共食体験の不足・見えない貧困など）を知ってもらい、社会の中で孤立しがちな子どもとその家庭を見守る新たな支え合いのコミュニティ

としての「こども食堂」等子どもの居場所の取り組みを、広く知ってもらう。

- ②すでに活動を始めている団体は、運営費の持ち出しがあるなど、活動を安定して継続する上での課題がある。一方で「子どもたちのために、何かしたい」という思いを持つ個人・企業は多く、当会への相談も増えている。支援の新たなしくみを開発し、適切な団体・機関につなぎ、社会全体の支え手を増やすことで、住みよい地域づくりに貢献しようとする人のすそ野を広げる。

【実施内容】

①食でつながるフェスタ開催・研修等を通じたネットワーク形成支援

シンポジウムへの講師派遣等の他、2017年より実施している研修会「食でつながるフェスタ」の開催支援を行う。コロナがようやく落ち着きを見せるなか、本年度は会場参加を設けるとともにイベントや展示を設ける傾向があった。物価高騰など食支援ニーズが依然として高い状況や、持続可能性のある食支援活動の仕組みづくりとして他機関連携を呼び掛けたいという声が3地域ともにあり、企業・社福・生協等の支援事例の紹介がプログラムとして設けられた。

開催実績：香川（9/9）、群馬（10/24）、青森（2/3）

②活動ガイドブック等テキストの普及・配布

『こども食堂あんしん手帖』を改訂。休眠預金・企業からの協賛金を原資に18,000部発行した。

③企業等各種団体の社会貢献活動との連携

・Yahoo 募金ページの運用管理

常設ページを通して広く広報と支援の呼びかけを行う。10月に活動情報を更新しMOWLSの物流支援プロジェクト、王将フードサービスのお子様弁当寄贈マッチング支援の取り組みを発信した。

・株式会社 LOVST によるフォトスタジオ写真撮影マッチングの実施

都内近郊7店舗にて42組の親子に七五三撮影やセレモニーフォト体験を提供することができた。

・王将フードサービス お子様弁当無料配布

株）王将フードサービスとの協議により、コロナ禍において学校給食がなくなる長期休暇期間の子どもの栄養状態への貢献を目的に王将フードサービスが実施した「お子様弁当」の無償配布に協力。

対象：「餃子の王将」直営店526店舗での受取り可能な団体

全国母子生活支援施設協議会、こども食堂サポートセンター、社会福祉協議会等の中間支援組織と連携し、全国の子ども食堂等居場所運営団体、フードパントリー、母子生活支援施設等へマッチング。また、厚生労働省からの情報周知により児童養護施設、自立援助ホーム他社会的養護施設、里親にも活用していただくことができた。

実施期間	提供食数	参画団体数	協力機関
8月1日～10日/22日～8月31日(20日間)	95,484食	825団体	約100団体・機関
12月26日～1月16日(16日間) ※年末年始除く	88,553食	1153団体	
3月27日～4月7日(12日間)	71,115食	1057団体	

・アサヒ飲料および三井住友ファイナンス&リース 寄付型自動販売機との連携

④各種企業からの協賛・支援獲得

【食品・物品の寄贈】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの仕組みを活用して、CJ FOODS JAPAN/KOSKO International/Mr.CHEESECAKE/USMEF/アサヒグループ食品/エスエスケイフーズ/キューピーみらいたまご財団/クレディ・スイス/コストコ ホールセールスジャパン/サン・フレイム/サントリー/ストライプバード/セキシステムサプライ/ニチレイ/めりいな/ロッテ/塩野義製薬/王将フードサービス/沖縄黒砂糖協同組合/国士舘大学/神明/日新製糖/明治安田生命保険相互会社 等から寄付食品・物品を受け付け、マッチングを行った。

本年は昨年に比べ冷蔵食品の頻度が上がっており、全国へ分配することで冷蔵・冷凍の適切な管理に向けたブラッシュアップを図った。

【協賛・支援の獲得】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの仕組みに対し、キューピーみらいたまご財団/ニチレイ MIRAI terrace 財団/タカラレーベン東北/モラタメ/乙栄商会/マツダスクリーン/キッコーマン/ジョンソン・エンド・ジョンソン/ナルミヤ・インターナショナル/メディパルホールディングス/ロッテ/三菱食品/日新製糖/コストコホールセールジャパン/高島屋/アサヒ飲料/キリン福祉財団/横浜冷凍 等から協賛いただいた。

そのほか多様なセクターが参加できる学習会を開催し、本プロジェクトに対する理解の醸成と参画を働きかけた。

⑤ロジシステム説明会の開催

企業・行政・活動団体がゆるやかに連携することで、食を通じた居場所づくり活動が持続可能な活動となることを目指し、各地域で実行委員会形式を用いて開催した。

【開催地域】全国/青森/東北(宮城)/四国(愛媛)/中国地域(島根)/静岡 計6回

【プログラム概要】全国的な食料支援の取り組み状況の説明/各自治体や民間機関・団体による好事の共有/パネルディスカッション など

⑥物流支援プロジェクト

参画メンバー：株式会社 首都圏ホールディングス、名豊興運株式会社、マツダ流通株式会社、

株式会社北部市場運送、公益財団法人キューピーみらいたまご財団、株式会社 JSOL、山口県立大学

【プロジェクト概要】各地域でのロジハブ説明会における登壇での協力のほか、日頃の寄贈物資の配送支援、中核ロジ拠点の整備、他地域の物流事業者様をご紹介いただく。ロジハブ推進に向け、食品メーカーや卸・倉庫事業者など、関係団体との情報交換。

会合実績：7/21、8/16、9/6、10/4、11/1、11/29、1/24、2/24、3/22（計9回）

10/4 シンポジウム開催

5. ネットワーク形成

①「広かれ、こども食堂の輪！」推進会議 の開催

全国域の幅広い子ども支援関連諸団体との情報共有・伝達を担うことを目的に推進会議を開催。

コロナ禍に配慮しオンラインを併用しながら東京で全国エリアの連絡組織が集う場を年4回開催した。

●第16回（5/26）

事例報告 1. 公益財団法人ユニバーサル志縁センター 専務理事 池本 修悟 氏

2. NPO 法人 BOND プロジェクト 代表 橘 ジュン 氏

●第17回（8/19）

事例報告 1. 特定非営利活動法人 U. grandma Japan 代表理事 松島陽子 氏

2. 一般社団法人こどもキッチンブルービー 代表理事 松枝清美 氏

●第18回（11/30）

事例報告 1. 内閣府大臣政務官 / 参議院議員 自見 はなこ 氏(自民党、医師（小児科専門医）)

2. 女性を元気にする会 代表 ゴージャス理枝 氏

3. クロモンこども食堂 代表 青山 聖子 氏

4. 香川県立三本松高等学校 校長 泉谷 俊郎 氏

●第19回（2/13）

事例報告 1. 特定非営利活動法人 Learning for All 代表理事 李 炯植 氏

2. 一般社団法人つなぐ子ども未来 代表理事 安藤 綾乃 氏

②子どもの居場所づくりのための SDGs 交流セミナーの開催

子どもの居場所づくりに関心がある企業・行政・活動団体が知見を深め、連携する場となることを目的に開催。半期で2回開催。特に寄付・寄贈に関心のある企業や物流支援に関心のある企業に呼びかけ、MOWLS プロジェクトを認知・参画できることを目的とした。下期は行政向けの説明会を2回開催したほか、子ども居場所づくりのための食品寄贈における保管・物流の課題解決に着目し物流支援プロジェクト会議を定期開催。

・第13回（4/7） 参加者：30名

事例報告 1. 株式会社北日本吉野家 エリアマネジャー 山本 広樹 氏

秋田たすけあいネットあゆむ 理事長 保坂 ひろみ 氏

2. 株式会社王将フードサービス 総務部 吉村 優一 氏
3. 公益財団法人キューピーみらいたまご財団 事務局長 長谷部 敏朗 氏
4. アサヒロジ株式会社 事業統括本部輸送部 納富 健二 氏

・第14回(7/5) 参加者：31名

- 事例報告 1. 公益財団法人キューピーみらいたまご財団 事務局長 長谷部 敏朗 氏
2. 特定非営利活動法人 U.grandma Japan 代表理事 松島 陽子 氏

6. 制度政策・活動推進に関する委員会等、講師派遣

- ①東京都社会福祉協議会「地域福祉推進委員会」(平野)
- ②広がれボランティアの輪連絡会議構成団体
- ③新宿区協働支援会議委員(平野)
- ④「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議構成員・事務局
- ⑤孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員
- ⑥講師派遣
 - ・食品企業広報会(5月)講演
 - ・立教大学コミュニティビジネス学部(6月)講義
 - ・休眠預金活用事業こども食堂ラウンドテーブル(6月)登壇
 - ・熊本県子ども食堂等応援事業「第一回講習会」(9月)講演
 - ・九州子どもフォーラム(9月)講演
 - ・フードファクトリー2022 セミナー「食品ロス削減とフードバンク等活動の連携」(9月)講演
 - ・こどもスマイリング・プロジェクト 勉強会 (10月)講演
 - ・令和4年度支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム(10月)講演
 - ・子ども食堂応援セミナー(10月)講演
 - ・休眠預金活用助成金セミナー・未来につなげよう「助成終了後の『出口戦略』について学ぼう」(11月)講演
 - ・公開セミナー「フードバンク活動等の動向と課題」(11月)講演
 - ・令和4年度支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム(11月)講演
 - ・第4回隣保事業全国研究交流大会(11月)講演
 - ・令和4年度地域福祉リーダー研修会(12月)講演
 - ・こどもと共に生きる講演&シンポジウム(12月)講演
 - ・こども食堂応援セミナー(12月)講演
 - ・全国フードバンクシンポジウム(2月)話題提供
 - ・休眠預金事業 P0 研修(2月)事例報告

7. その他

- ①会員管理

正会員 110、賛助会員 6 （令和 5 年 3 月時点）

②一般社団法人くらしサポート・ウィズ主催のインターンシップ受け入れ

Ⅱ プロジェクト

1. 休眠預金活用事業 「こども食堂サポート機能設置事業」〔2019 年度～2022 年度〕

【目的】子どもたちの健やかな育ちを応援するこども食堂等子どもの居場所づくりを行う団体が持続可能な運営をしていくためのサポート機能のモデル化

【実行団体】特定非営利活動法人寺子屋方丈舎／一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか
一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州／社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

【概況】食でつながるフェスタや研修会を各地で開催し、こども食堂等居場同士につながりづくりや、事業終了後のプラットフォーム形成に寄与することができた。当会が 8 月に実施した食支援調査から得られた回答をもとに、サポートセンターによる介入効果について分析をしたところ、有意差が認められた。つながる食堂団体数や企業連携の実績に加えた本事業の成果として、1/30 シンポジウム「居場所からはじめる地域共生社会実現に向けて一食・学習・包括支援の実践よりー」にて実行団体とともに成果を報告した

2. 休眠預金活用事業 「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」〔2020 年度～2023 年度〕

【目的】中間支援・ネットワーク団体とともに、企業や団体からの食品等の寄付物品を受け入れる中核拠点と、細分化して分配する機能を有するハブ拠点を設け、地域の小規模な子どもを中心とした食の居場所等が企業の支援にアクセスできる新しいロジシステムを整備する。加えて企業・行政・NPO 等から成る寄付等地域資源を循環させるプラットフォームの構築を狙いとする。

【事業実施期間】2020 年 11 月～2024 年 3 月

【実行団体】一般財団法人北海道国際交流センター／特定非営利活動法人フードバンク山口／鳥取市地域食堂ネットワーク／特定非営利活動法人 NPO ホットライン信州
認定特定非営利活動法人チャイルドケアセンター（22 年 9 月事業終了）

【概況】物流・保管支援の協力事業者の獲得、行政との連携を推進するため、各地域にてロジハブ説明会を開催。また食でつながるフェスタでは講演会やボランティア表彰・パネル展示、空港といった公共の場を活用するなどポピュレーションアプローチを意識したプログラムを実行委員会形式で展開し、食品の寄贈支援や食支援活動の啓発活動に注力した。5 月東京、9 月長野にて合同研修会を開催し中間地点での事業の振り返りを行う機会となった。3 月に開催した他年度実行団体も交えた研修では、最終年度に向けた重点項目の協議を行っている。

3. 休眠預金活用事業 「多世代が食でつながるコミュニティづくり」〔2022 年度～2025 年度〕

【目的】対象者別制度や枠組みに囚われない食に関する居場所の機能及び地域住民のエンパワーメントに着目し、地域に住まう様々な人のごちゃ混ぜ感を前提とした「共助」モデルを創出する。

【課題と方策】現在講じられている様々な施策は、行政のタテ割りや利用対象者別に細分・限定されている現状があるが、食は子どもから高齢者まで全世代に関わる事であり、まちづくり、学習支援、若者、社会的養護や貧困の課題に関わる多様な居場所との融和性をもつと考える。本事業では居場所の伴走・中間支援機能を果たし、行政・企業・社協他まちづくり団体等との協働促進を担うほか、居場所に関わる既存の地域福祉人材（生活支援コーディネーター・地域福祉コーディネーター）が充実するための研修活動を広域的（複数市域）に行うことで、持続可能な居場所づくりのためのプラットフォームを構築する。

【事業実施期間】2022年11月～2026年3月

【総事業費】211,085,000円

【実行団体】NPO法人いるか、（一社）コミュニティシンクタンク北九州、（一社）ひとり親家庭福祉会ながさき、NPO法人U. grandma Japan、（一社）いなかパイプ、NPO法人ワーカーズコレクティブういず、（社福）青森県社会福祉協議会

【概況】12月から公募を開始。採択団体を対象に23年2月27日～3月1日にかけて研修会を開催。休眠預金事業の事業設計・社会的インパクト評価、過年度採択事業の実行団体からのノウハウ共有、住民参加型の地域づくりのため移動支援サービスに関する講義、本事業のロジックモデルの共同作成ワークショップを実施した。事業開始に向けた協議や関係機関への事業説明に同行している。

4. 厚労省 老人保健健康増進等事業「生活支援コーディネーターによる住民主体の「食」関連生活支援サービスの開発支援方策と持続可能な事業実施・展開に関する調査研究」

【申請事業概要】本事業では、住民主体による多様な「食」関連の活動を調査し、地域の生活支援サービス創出の支援や関係者の調整を行うことが求められる生活支援コーディネーターに対し、住民主体の「食」関連生活支援サービスの立上げから発展への支援方策と活動を持続可能にするための支援方策を示す。

【事業実施期間】2022年4月～2023年3月

【総事業費】14,004,000円

【概況】研究委員会を5回、作業部会を6回実施。11事例（福島県、千葉県、神奈川県、石川県、大阪府、香川県、高知県、鹿児島県）へのヒアリング調査を実施。生活支援コーディネーターを主な対象とした研修会「食のちからで地域を豊かに事例から考える『食』のアクションプラン」を3回（香川県、石川県、全国）開催。

【成果】成果物：

- ①ガイドブック『食のちからで地域豊かに食支援活動ガイドブック（仮）』（1000部程度印刷・配布予定）
- ②報告書『生活支援コーディネーターによる住民主体の「食」関連生活支援サービスの開発支援方策と持続可能な事業実施・展開に関する調査研究 報告書』（50部程度印刷・配布予定）

5. 「食支援活動調査」の実施

昨年から続くコロナ禍において、各地の食支援活動が、活動方法の見直しなどのさまざまな影響を

受けていること。地域によって、活動団体が活用している社会資源や中間支援団体との関わりに異なりがみられることから、中間支援活動との関わりについて現状・ニーズを把握するために実施

【目的】食支援活動をめぐる中間支援の現状と課題を把握し、団体支援に生かす中間支援のあり方を検討するための資料とすること。

【実施主体】一般社団法人全国食支援活動協力会／清水洋行研究室(千葉大学人文科学研究院)

【調査名】2022 年度「食支援活動をめぐる中間支援の現状と課題に関する調査」

【調査対象】2022 年 7 月時点で実施中、または休止中の以下の活動

＜配食サービス、会食会、地域食堂・多世代食堂、コミュニティカフェ、こども食堂、フードパントリー＞

【調査方法】WEB 調査と調査票郵送での調査の併用

【実施期間】2022 年 8 月 1 日～8 月 31 日

【回答数】合計 758 団体

【結果の公表について】1/30 シンポジウム「居場所からはじめる地域共生社会実現に向けて一食・学習・包括支援の実践よりー」他にて結果を発表した。

6. 令和 3 年度補正予算による生活困窮者等支援民間団体活動助成事業（WAM 助成事業）「食を通じた支援のつなぎ方の見える化事業」

【事業概要】食を通じた主に子育て世帯を中心とする生活困窮・孤立支援を行う団体の活動継続を目的に、申請団体が 4 中間支援団体と連携して活動相談窓口の整備、広域連携、活動団体へ必要となる食品供給をする。具体的には、4 県に相談窓口を設置し、相談内容に応じて適切な福祉・行政機関へつなぐほか、定期的な食品供給を行う。また、中間支援団体同士の支援機能強化のための合同研修、コミュニケーションツールを活用した相談ノウハウの共有化を通して、支援ケースを類型化し食支援団体が気になる子どもの支援を行う際の事例をまとめる。最終的な成果を活動報告会やホームページから中間支援モデルとして全国への普及を図る。

【連携団体】一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか（大阪）、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（那覇）、NPO 法人いるか（福岡）、一般社団法人子ども村ホッとステーション（東京都荒川区）
連携団体の役割：各地域を中心とする食を通じた個別支援を行う団体への相談窓口・食品提供、研修の開催

【事業実施期間】2022 年 4 月～2023 年 3 月

【総事業費】20,439,627 円

7. 令和 4 年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」の実施

【目的】主に子育て世帯を中心とする生活困窮者に対して食を通じた支援を行う団体に対し食品購入（生活必需品・学用品を含む）と活動実施のための助成と食品等の提供を実施することで、その活動の継続支援を行うことを目的とする。

【実施期間】(1)2022 年 7 月～2022 年 9 月

(2)2022 年 11 月～2023 年 1 月

(3)2023 年 2 月～2023 年 3 月

【実施内容】

① 助成事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、事業実施経費を助成する。

(1)1 団体あたりの助成額上限 250 万円。96 団体に計 117,489,000 円を助成。

(2)1 団体あたりの助成額上限 50 万円。73 団体に計 17,532,000 円を助成。

※7 月～8 月実施時の追加募集のため、追加申請金額は上限 50 万円とし、前事業と合わせて 250 万円の上限とした。

(3)1 団体あたりの助成額上限 30 万円。85 団体に計 23,067,000 円を助成。

② 活動支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、活動に使用する食品を提供。(株)高島屋に本事業用の食品購入サイトを用意いただき、申込団体が付与された金額内の食品をサイト上で購入する方法で実施。

(1)106 団体に 67,737,200 円分の食品を提供。

(2)実施なし

(3)130 団体に 15,972,500 円分の食品を提供。

【総事業費 (①+②)】 合計額：299,555,000 円

(1)7 月実施事業 238,067,000 円

(2)11 月実施事業 11,875,000 円

(3)2 月実施事業 49,613,000 円

8. 令和 4 年度厚生労働省補助事業「見守り体制強化促進のための広報啓発事業」の実施

【目的】地域の「食」に関連する活動を通じた要支援児童等に対する見守り体制の構築に寄与することを目的とし、こども食堂等、子どもに対する食や居場所、学習機会等を提供する活動団体のうち、先進的に見守り・個別支援に取り組んでいる好事例を調査・集約するとともに、子ども食堂等の活動団体や中間支援団体等に対し、学習会等の開催を行いその好事例を伝播する。

【調査対象】①食を通じて見守り・個別支援の取り組み、②先駆的に子どもの居場所づくり団体を支援している中間支援機能・後方支援を行う下記団体（法人格省略）

こどもキッチンブルービー(熊本)/クロモン子ども食堂(東京・品川)/あんだんて(福島)/女性を元気にする会(沖縄)/豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク(東京・豊島)/こどもの居場所サポートおおさか(大阪)/つなぐ子ども未来(愛知)/U.grandmaJapan(愛媛)

【学習会】2022 年 12 月 14 日

「『食』を通じた地域の見守り～気づいて・つないで・まもるセーフティネットの構築～」

会場とオンラインのハイブリット開催 会場 23 名/オンライン 95 名

【目的】各地で取り組まれている食を通じた見守りの実践から、「聴く×気づく×つなぐ」による寄り添い支援、活動団体を支える関係機関・団体による協働の仕組みづくりを学ぶ。

〈先駆事例の報告〉

「見守り体制を強化するための取り組み・地域で作るネットワークづくりの課題について」

(認定 NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 理事長 栗林知絵子 氏)

〈実践報告〉

①「傾聴」についてアセスメントや初回相談における工夫

企業からの寄贈食品の活用や市社協・行政との連携について

(女性を元気にする会 代表 ゴージャス理枝 氏)

②見守り活動等の個別支援を行う団体に対する相談支援の実践と課題について

((一社) こどもの居場所サポートおおさか 吉村敏幸 氏)

〈パネルディスカッション〉

《第二部》 パネルディスカッション

ファシリテーター ((公社) ユニバーサル志縁センター 専務理事 池本修吾 氏)

「食を通じた支援が持つ可能性」実践報告で発表した団体と、委員による討論

【総事業費】 2,553,136 円

9. 農林水産省「食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金」

【目的】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの全国的な普及・深化を図ることを目的として、新規拠点の参画に向けた説明会や既存拠点の運営における安全性の向上、食支援活動に賛同する企業の開拓、寄付情報システムの機能拡充・使用性向上を行う。

【実施期間】 2022 年 12 月～2023 年 3 月

【実施内容】

①「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」プロジェクト本部

本事業全体の実施、コーディネートおよびロジハブ説明会の開催事務運営

②ロジハブ説明会の開催

実施地域：1/17 四国（愛媛）、2/20 東北（宮城）、3/13 静岡、3/20 青森

③「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」広報資料作成

プロジェクト周知のための広報資料（チラシ、マグネットステッカー、ファイル、のぼり、参画者用名刺）を作成

④ロジシステム（WEB）の機能追加・改修

稼働中のWEBシステムについてユーザビリティを改善させるために一部機能の追加・改修

⑤ロジシステム（WEB）の利用促進資料作成

利用促進を図るため利用マニュアル動画版を新規作成

【総事業費】 7,168,330 円

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体
団体名		全国食支援活動協力会	
郵便番号		158-0098	
都道府県		東京都	
市区町村		世田谷区上用賀	
番地等		六丁目19番21号	
電話番号		03-5426-2547	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://mow.jp/
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/mowjapan/
			https://www.facebook.com/kodomoshokudo.supportcenter/
設立年月日		1986/05/01	
法人格取得年月日		2013/05/31	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イシダ アツコ
	氏名	石田 惇子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
事務局体制の備考	新規雇用予定有り

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	84
団体正会員〔団体数〕	80
団体その他会員〔団体数〕	4
個人会員・ボランティア数	32
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	0
個人正会員〔人〕	30
個人その他会員〔人〕	2

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数〔件〕	316（2022年度実績）
申請前年度の助成総額〔円〕	207295728（2022年度実績）
助成した事業の実績内容	毎日新聞東京社会事業団冠基金「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務 2022年度 厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等子どもの食事等支援事業」 休眠預金事業2019年度通常枠「こども食堂サポート機能設置事業」 休眠預金事業2020年度通常枠「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」他

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	●令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「生活支援コーディネーターによる住民主体の「食」関連生活支援サービスの開発支援方策と持続可能な事業実施・展開に関する調査研究」 地域の生活支援サービス創出の支援や関係者の調整を行うことが求められる生活支援コーディネーターに対し、住民主体の「食」関連生活支援サービスの立上げから発展への支援方策と活動を持続可能にするための支援方策を示すため、11事例（福島県、千葉県、神奈川県、石川県、大阪府、香川県、高知県、鹿児島県）へのヒアリング調査を実施。生活支援コーディネーターを主な対象とした研修会「食のちからで地域を豊かに事例から考える『食』のアクションプラン」を3回（香川県、石川県、全国）開催し315名が参加。ガイドブック「『食でつながる』活動ガイドブック 事例から考えるアセット活用アイデア」を1500部作成し都道府県市区町村、都道府県市区町村社会福祉協議会、生活支援サービス提供団体、当会会員・関係団体に配布した。 ●2020年度日本財団助成「子ども食堂と企業の食品寄付をつなぐ情報システム構築」 ①在庫や食品取扱の記録・閲覧機能、品質衛生管理、受取履歴等を管理する食品寄付情報システムの開発②システム開発に向けた検討委員会の開催、現地調査③システム普及に向けた説明会の開催に取り組んだ。システムは現在も寄贈時の連絡・調整・記録手段として活用されており、現在約1100団体が登録している。

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

規程類必須項目確認書(社団・財団・NPO法人等)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	食支援広域連携センター事業
団体名:	一般社団法人全国食支援活動協力会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第18条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第19条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第19条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第19条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第22条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第22条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第25条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第41条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事の構成に関する規程	(1)
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事の構成に関する規程	(2)
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第36条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第38条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第38条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第38条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第37条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第41条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第44条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第41条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第37条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第29条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員等に関する報酬・費用弁償等規程	第7条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員等に関する報酬・費用弁償等規程	第4条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令遵守規程	第6条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程 別紙	別紙 利益相反等の禁止及び利益相反を防ぐ措置(3)
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程、倫理規程 別紙	第6条1.2、別紙 利益相反等の禁止及び利益相反を防ぐ措置(2)
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程、倫理規程 別紙	第6条3、別紙 利益相反等の禁止及び利益相反を防ぐ措置(1)
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	法令遵守規程	第8条、第9条1
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令遵守規程	第9条2
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令遵守規程	第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第4条、第5条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第7条、第8条、第9条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局運営規程	第4条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局運営規程	第5条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局運営規程	第6条1.2
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局運営規程	第6条3、第11条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条、第3条、第13条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第9条、第10条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条、第8条、第9条、第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開・開示規程	第19条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条、第11条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条、第14、第16～24条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第4条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第17条2
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条、第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第16条、第17条1
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第18～21条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第22～23条

一般社団法人 全国食支援活動協力会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国食支援活動協力会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の自発性と相互扶助の精神に基づいた非営利の食事支援を展開する団体に対し、事業活動が円滑に運営され、より一層の効果が挙げられるように連絡、交流、支援等の事業を行い、また地域福祉と健康の増進を結ぶために横断的で学術的な視点をもって産官学民のネットワークを推進することで、福祉の増進と豊かな地域福祉社会の形成に寄与することを目的とします。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、日本全国において次の事業を行う。

- (1) 食事サービス等地域福祉に関する社会参加活動組織の育成、援助及びその指導者の養成に関する事業
- (2) 食事サービス等地域福祉に関する調査、研究及び情報の提供に関する事業
- (3) 食事サービス等地域福祉に関する事業の実施、及び啓発に関する事業
- (4) 地域福祉に関し社会参加活動を行う内外の団体との交流、連携に関する事業
- (5) 高齢者の福祉、健康、生涯学習、生きがい作りの支援に関する事業
- (6) 高齢者の生活にかかる相談に関する事業
- (7) 世代間交流その他地域の相互扶助機能の活性化に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第5条 この法人は公益事業の推進に資するために、必要に応じて日本全国において次の事業を行う。

- (1) 会員間の相互扶助を推進するための物品等の斡旋事業
- (2) その他この法人の公益事業の推進に資するための事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により会員となった者をもって構成する。

(会員の種別)

第7条 この法人の会員は、次の二種とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

(2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 総正会員の同意があったとき。

(3) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 第9条の支払義務を2年（24ヶ月）以上履行しなかったとき。

(任意退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前条第2号から第5号により会員の資格を喪失したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において正会員の半数以上が出席し、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を付し通知し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。
但し、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第14条 資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第15条 この法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第17条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第19条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第18条 定時総会は、毎年1回、その事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の場合には請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(定員数)

第21条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

- 2 正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第22条 社員総会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。この場合において、議長は、正会員として表決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選定する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定することとする。

(書面議決)

第23条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、社員総会に出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(種別及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1人を代表理事とする。代表理事以外の理事のうち、1人を専務理

事、若干名を常務理事とすることができる。

- 3 前項の代表理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事のうちより専務理事1名を選任することができる。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、常務理事会を構成し、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事及び監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任した場合又は任期満了の場合においても、新たに選任した者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 役員にふさわしくない行為があったときは、第22条第2項の決議により解任することができる。

(報酬等)

第32条 役員総数の3分の1以下の範囲内で常勤の役員にはその職務執行の対価として

報酬を支給することができる。その報酬の額については、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 上記取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第34条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その他役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合、契約に基づく賠償責任の限度額は10万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第36条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回とする。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(権限)

第37条 理事会は、この定款に規程するもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
 - (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
 - (3) 前第1号、2号の他、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の監督
 - (5) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人・財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。
 - (6) 第34条第1項の規定による責任の免除

(招集)

第38条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第36条第3項第2号の規程による請求があったときは、その日から14日以内の日を臨時理事会の開催日とする招集を5日以内にしなければならない。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知をしなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、専務理事がこれに当たる。専務理事に事故あるときは常務理事が代行する。

(定員数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第41条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、当該利害関係を有する以外の出席理事の過半数の同意をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事、監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 第28条第3項の報告については、本条の規定は適用されない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、代表理事、専務理事及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 財産及び会計

(基本財産の維持並びに処分)

第45条 公益目的事業を行なうために不可欠な基本財産に関しては、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 その全部若しくは一部について、やむを得ない理由によりこれを処分又は担保に提供する場合には、議決に加わることのできる理事の過半数が出席した理事会において、その4分の3以上の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項については、理事会の決議により別に定める財産維持管理規定によるものとする。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用については、代表理事が行なうものとし、その方法については、理事会の決議により別に定める財産維持管理規定によるものとする。

(財産の種別)

第47条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、公益目的事業を行なうために不可欠な財産とし以下をもって構成する。

(1) 公益目的事業のために保有し、移行の登記の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

(2) 基本財産として寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁)

第48条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、代表理事がその事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて入し、又は支出することができる。

- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 5 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第50条 代表理事は、事業年度ごとに次の書類により、この法人の事業報告および計算書類を作成し、事業年度終了後3ヶ月以内に附属明細書とともに監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会において第1号及び第2号はその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項第1号から第6号の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第51条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第52条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行なう場合も前項と同じである。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配禁止)

第54条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 本条に定める定款の変更において、公益目的事業の種類又は重要な内容の変更に係る定款の変更をしようとするときは、変更の認定を行政庁から受けなければならない。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項に係わる定款の変更を行なった場合は、遅滞なく行政庁に届出なければならない。

(合併等)

第56条 この法人は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 この法人が上記の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条の事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第58条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内にこの法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第59条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会及び部会)

第60条 この協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者等のうちから、理事会が選定する。

3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

- 第61条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を得て別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

- 第62条 事務所には、第50条に定める書類の他、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の履歴書及び会員の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) その他法令で定める書類及び帳簿

第11章 情報公開

(情報公開)

- 第63条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する事項については情報公開規定を設け、それによるものとする。

(公告)

- 第64条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することによる。

第12章 雑 則

(委任)

- 第65条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の理事及び監事は、次ぎに掲げる者である。

設立時社員

石田 惇子

坂田 朱美

久保 幸枝

熊谷 修

小林 房子

清水 洋行

剣持 英子

武田 美江子

内藤 佳津雄

平野 寛治

中島智人

鶴澤 章

平成29年 6月11日 一部改正

履歴事項全部証明書

東京都世田谷区上用賀六丁目19番21号

一般社団法人全国食支援活動協力会

会社法人等番号	0109-05-002703	
名 称	一般社団法人全国老人給食協力会	
	一般社団法人全国食支援活動協力会	平成29年 6月11日変更
		平成29年 6月12日登記
主たる事務所	東京都世田谷区上用賀六丁目19番21号	
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することによる。	
法人成立の年月日	平成25年6月6日	
目的等	目的 この法人は、市民の自発性と相互扶助の精神に基づいた非営利の食事支援を展開する団体に対し、事業活動が円滑に運営され、より一層の効果が挙げられるように連絡、交流、支援等の事業を行い、また地域福祉と健康の増進を結ぶために横断的で学術的な視点をもって産官学民のネットワークを推進することで、福祉の増進と豊かな地域福祉社会の形成に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、日本全国において次の事業を行う。 (1) 食事サービス等地域福祉に関する社会参加活動組織の育成、援助及びその指導者の養成に関する事業 (2) 食事サービス等地域福祉に関する調査、研究及び情報の提供に関する事業 (3) 食事サービス等地域福祉に関する事業の実施、及び啓発に関する事業 (4) 地域福祉に関し社会参加活動を行う内外の団体との交流、連携に関する事業 (5) 高齢者の福祉、健康、生涯学習、生きがい作りの支援に関する事業 (6) 高齢者の生活にかかる相談に関する事業 (7) 世代間交流その他地域の相互扶助機能の活性化に関する事業 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 この法人は公益事業の推進に資するために、必要に応じて日本全国において次の事業を行う。 (1) 会員間の相互扶助を推進するための物品等の斡旋事業 (2) その他この法人の公益事業の推進に資するための事業	
役員に関する事項	代表理事	石田 惇子
		令和 1年 5月19日重任
		令和 1年 5月20日登記
	代表理事	石田 惇子
		令和 3年 5月29日重任
		令和 3年 6月11日登記

理事	石 田 惇 子	令和 1 年 5 月 1 9 日 重任
		令和 1 年 5 月 2 0 日 登記
理事	石 田 惇 子	令和 3 年 5 月 2 9 日 重任
		令和 3 年 6 月 1 1 日 登記
理事	熊 谷 修	令和 1 年 5 月 1 9 日 重任
		令和 1 年 5 月 2 0 日 登記
		令和 3 年 5 月 2 9 日 退任
		令和 3 年 6 月 1 1 日 登記
理事	清 水 洋 行	令和 1 年 5 月 1 9 日 重任
		令和 1 年 5 月 2 0 日 登記
		令和 3 年 5 月 2 9 日 重任
		令和 3 年 6 月 1 1 日 登記
理事	剣 持 英 子	令和 1 年 5 月 1 9 日 重任
		令和 1 年 5 月 2 0 日 登記
		令和 3 年 5 月 2 9 日 重任
		令和 3 年 6 月 1 1 日 登記
理事	内 藤 佳 津 雄	令和 1 年 5 月 1 9 日 重任
		令和 1 年 5 月 2 0 日 登記
		令和 3 年 5 月 2 9 日 重任
		令和 3 年 6 月 1 1 日 登記
理事	平 野 覚 治	令和 1 年 5 月 1 9 日 重任
		令和 1 年 5 月 2 0 日 登記
		令和 3 年 5 月 2 9 日 重任
		令和 3 年 6 月 1 1 日 登記

	理事	隅 田 耕 史	令和 1 年 5 月 1 9 日 重 任
			令和 1 年 5 月 2 0 日 登 記
	理事	隅 田 耕 史	令和 3 年 5 月 2 9 日 重 任
			令和 3 年 6 月 1 1 日 登 記
	理事	清 水 福 子	令和 1 年 5 月 1 9 日 重 任
			令和 1 年 5 月 2 0 日 登 記
	理事	清 水 福 子	令和 3 年 5 月 2 9 日 重 任
			令和 3 年 6 月 1 1 日 登 記
	理事	田 中 将 太	令和 3 年 5 月 2 9 日 就 任
			令和 3 年 6 月 1 1 日 登 記
	監事	中 島 智 人	平成 2 9 年 6 月 1 1 日 重 任
			平成 2 9 年 6 月 1 2 日 登 記
	監事	中 島 智 人	令和 3 年 5 月 2 9 日 重 任
			令和 3 年 6 月 1 1 日 登 記
	監事	鶴 澤 章	平成 2 9 年 6 月 1 1 日 重 任
			平成 2 9 年 6 月 1 2 日 登 記
	監事	鶴 澤 章	令和 3 年 5 月 2 9 日 重 任
			令和 3 年 6 月 1 1 日 登 記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その他役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。		
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、外部役員等との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合、契約に基づく賠償責任の限度額は10万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。		
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人		

東京都世田谷区上用賀六丁目19番21号
一般社団法人全国食支援活動協力会

監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	設立

平成25年 6月 6日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和 5年 5月22日

東京法務局世田谷出張所
登記官

松 島 晋

